令和５年度版
事業概要

（令和４年度　事業実績）

越谷市保健所

目　　次

第１章 市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１　市勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２　位置と面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　３　沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　４　人口と世帯数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　５　年齢３区分別人口の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２章 保健所の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　１　沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　２　組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　３　事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　４　施設概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　５　予算・決算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第３章 保健衛生事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
　１　統計調査・事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
　２　人口動態統計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
　３　医療統計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
　４　衛生関係免許事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １９
　５　実習生等の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０
　６　施設見学等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
　７　病院等の許可・届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
　８　医療安全支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
　９　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律
　　柔道整復師法　死体解剖保存法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２
第４章 感染症対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
　１　結核対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
　２　感染症対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２８
　３　エイズ等性感染症相談・検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９
　４　肝炎治療医療費助成申請事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９

５　風しん抗体検査事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
６　ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
第５章 難病・疾病対策及び医療費助成事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
１　先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付申請事務　・・・・・・・・・・・・・・・　３１
２　特定疾患等医療給付申請事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
３　小児慢性特定疾病医療費給費事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
４　難病患者支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
５　石綿健康被害救済制度の申請事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
６　原爆被害者各種申請事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
７　光化学スモッグ健康被害の受理及び相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
８　特定不妊治療費助成事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
９　早期不妊検査費・不育症検査費助成事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
第６章 精神保健　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
１　精神保健福祉相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
２　精神保健専門相談事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
３　ひきこもり相談支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
４　精神保健福祉法施行事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
５　精神保健普及啓発事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
６　自殺対策推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
第７章 生活衛生事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
１　理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、
公衆浴場の確認・許可、監視指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
２　特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導等　・・・・・・・・・・・・・　５４
３　建築物事業登録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
４　遊泳用プール届出、監視・指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
５　水道施設数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
６　住居衛生に関する苦情相談件数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
７　衛生害虫（蚊）の駆除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
８　スズメバチの巣の駆除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
９　水害発生後の床下消毒　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
１０　化製場又は死亡獣畜取扱場の許可等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

１１　墓地等の経営許可等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
１２　国民健康・栄養調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
１３　給食施設栄養管理指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
１４　食品表示（保健事項）に関する相談・指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８
第８章 医薬品等対策事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
１　薬局等許可・登録、監視指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
２　毒物劇物営業者等の登録、届出、監視・指導等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
３　薬物乱用防止推進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
４　無承認無許可医薬品対策（無承認無許可医薬品試買検査）　・・・・・・・・・・・　６１
５　家庭用品安全対策（家庭用品試買検査）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
６　温泉利用の許可、監視・指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
７　献血事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
第９章 動物管理指導事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
１　狂犬病予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
２　動物の適正飼養の普及・啓発　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６３
３　動物取扱業の登録、特定動物の飼養保管許可状況　・・・・・・・・・・・・・・・　６４
４　飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付　・・・・・・・・・・・・・・　６５
第１０章　食品衛生事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
１　食品営業許可　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
２　食品関係営業者等への衛生教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８
３　食中毒事件の発生状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８
４　食品に係る苦情・相談件数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
５　食品収去等検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
６　食品営業施設等の立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
７　越谷総合食品地方卸売市場の監視指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
第１１章　食肉検査事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
１　と畜検査業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
２　認定小規模食鳥処理場の監視指導業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
３　発表等実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４
第１２章　衛生検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７５
１　衛生検査事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７５

２　令和４年度検査実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６
３　令和４年度精度管理実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
４　調査研究等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
５　所有整備・学会参加等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８

第１章　市の概要

１　市勢

越谷市は、東京都心から半径 25km 圏内に位置している。昭和 37 年に東武鉄道と地下鉄日比谷線の相互乗り入れが実現すると、人口の増加に拍車がかかり、首都近郊のベッドタウンとしての性格を色濃く持つようになった。その後、ＪＲ武蔵野線の開通、東武鉄道の高架複々線化、道路網や公共下水道などの都市基盤の整備、公共施設の整備も進み、県南東部地域の中核都市として成長してきた。

近年、我が国の総人口は減少に転じ、地方自治体を取り巻く社会経済情勢も急激に変化してきている。このような状況の中、市民と市が協働しながら住みよいまちづくりを進めるため、地方分権の時代にふさわしい、これからの越谷市のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」を制定し、平成 21 年 9 月から施行した。

現在、令和 3 年度からスタートした第 5 次越谷市総合振興計画に基づき、本格的な人口減少社会を見据え、「将来にわたり活力ある地域社会の実現」そして「持続可能なまちづくり」という視点に立って市の将来像である「水と緑と太陽に恵まれた　みんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現を目指し、市民参加と協働によるまちづくりを進めている。

２　位置と面積

本市は、東西 8.6km、南北 11.5km、面積 60.24 ㎢の方形をした輪郭を示し、大宮台地と下総台地の間にはさまれた埼玉東部低地帯の一角を占め、土地は丘陵がなく平坦である。周囲は春日部市、さいたま市岩槻区、川口市、草加市、吉川市、松伏町の 5 市 1 町に隣接している。東縁を大落古利根川に、西縁を綾瀬川に挟まれ、中央を元荒川が貫流している。

３　沿革

◇町村合併

昭和 29 年（1954 年）11 月 3 日、埼玉県南埼玉郡桜井村、新方村、増林村、大袋村、荻島村、出羽村、蒲生村、大相模村、越ケ谷町、大沢町を廃し、その区域をもって越谷町として成立した。

昭和 30 年（1955 年）11 月 3 日、埼玉県北足立郡草加町大字伊原、上谷及び麦塚の区域を南埼玉郡越谷町に編入する。

◇市制施行

昭和 33 年（1958 年）11 月 3 日、人口 48,318 人、埼玉県下 22 番目、全国 543 番目

◇特例市移行

平成 15 年（2003 年）4 月 1 日

◇中核市移行

平成 27 年（2015 年）4 月 1 日

４　人口と世帯数

（各年 4 月 1 日現在）

	世　帯　数	総　　人　　口			1 世帯平均人口	人口密度（1 ㎢あたり）
		男	女	計		
令和 3 年	158,751 世帯	171,541 人	173,946 人	345,487 人	2.17 人	5,735 人
令和 4 年	159,682 世帯	170,943 人	173,731 人	344,674 人	2.15 人	5,721 人
令和 5 年	160,965 世帯	170,273 人	173,371 人	343,644 人	2.13 人	5,704 人

※総人口は外国人住民を含んだ住民基本台帳人口

5　年齢３区分別人口の推移

年次	総人口	0～14 歳（年少人口）		15～64 歳（生産年齢人口）		65 歳以上（老年人口）	
昭和 45	139,368	40,389	29.0	94,049	67.5	4,930	3.5
50	195,917	60,982	31.1	127,538	65.1	7,300	3.7
55	223,241	64,984	29.1	147,804	66.2	10,233	4.6
60	253,479	62,394	24.6	177,440	70.0	13,534	5.3
平成　2	285,259	53,529	18.8	212,014	74.3	17,756	6.2
7	298,253	47,639	16.0	226,087	75.8	23,581	7.9
8	297,822	47,292	15.9	226,500	76.1	24,030	8.1
10	302,368	46,641	15.4	228,142	75.5	27,585	9.1
11	305,566	46,380	15.2	229,683	75.2	29,503	9.7
12	308,047	46,280	15.0	230,087	74.7	31,680	10.3
13	309,743	46,180	14.9	229,133	74.0	34,430	11.1
14	311,737	46,151	14.8	228,475	73.3	37,111	11.9
15	314,667	46,389	14.8	228,190	72.5	40,088	12.7
16	316,466	46,325	14.6	227,457	71.9	42,684	13.5
17	317,033	46,077	14.5	225,381	71.1	45,575	14.4
18	317,483	45,823	14.4	222,881	70.2	48,779	15.4
19	319,164	45,737	14.3	220,876	69.2	52,551	16.5
20	320,802	45,868	14.3	219,003	68.3	55,931	17.4
21	323,886	46,011	14.2	218,184	67.4	59,691	18.4
22	326,881	46,092	14.1	218,191	66.7	62,598	19.2
23	328,749	45,992	14.0	218,563	66.5	64,194	19.5
24	329,712	45,646	13.8	216,898	65.8	67,168	20.4
25	330,428	45,341	13.7	213,820	64.7	71,267	21.6
26	332,745	45,235	13.6	212,868	64.0	74,642	22.4
27	334,693	45,127	13.5	211,827	63.3	77,739	23.2
28	337,181	45,123	13.4	211,659	62.8	80,399	23.8
29	339,677	45,128	13.3	212,251	62.5	82,298	24.2
30	341,095	44,758	13.1	212,168	62.2	84,169	24.7
31	343,383	44,603	13.0	213,472	62.2	85,308	24.8
令和 2	344,682	44,247	12.8	213,914	62.1	86,521	25.1
3	345,487	43,742	12.7	214,349	62.0	87,396	25.3
4	344,674	43,097	12.5	213,718	62.0	87,859	25.5
5	343,644	42,071	12.2	213,853	62.2	87,720	25.5

資料：平成 7 年までは国勢調査、平成 8 年からは 4 月 1 日現在の総人口。
なお、構成比は年齢 3 区分別人口の合計から算出（国勢調査の年齢不詳数値は除く）

第２章　保健所の概要

１　沿革

平成27年4月1日に中核市へ移行するとともに、地域保健法に基づき越谷市保健所を設置した。

（１）越谷市保健所開設に向けてのスケジュール

平成27年4月の保健所開設に向けて、保健所施設の建設、県からの事務移譲、職員の確保等を計画的に進めた。

平成 23 年度

年　度	取 組 事 項 等
平成 23 年　4 月	・保健医療部保健所準備室設置
7 月	・越谷市立保健所設置基本計画策定支援業務委託契約締結
10 月	・越谷市立保健所設置基本計画（案）策定
11 月	・越谷市立保健所設置審議会条例施行 ・審議会委員委嘱・越谷市立保健所設置基本計画（案）について諮問
12 月～ 平成 24 年　1 月	・越谷市立保健所設置基本計画（案）に対する意見公募手続 （パブリックコメント）
2 月	・越谷市立保健所設置審議会からの答申
3 月	・越谷市立保健所設置基本計画策定

平成 24 年度

年　度	取 組 事 項 等
平成 24 年　4 月	・旧看護専門学校土地・建物移管 ・動物管理施設設置場所協議
5 月	・中核市移譲事務分担協議 ・(仮称)越谷市保健所建設工事設計業務委託契約締結
6 月	・旧看護専門学校宿舎等解体工事請負契約締結議案可決
7 月	・旧看護専門学校宿舎等解体工事解体工事説明会 ・県提示移譲事務資料確認、職員・組織体制検討
8 月	・(仮称)越谷市保健所建設工事地質調査業務委託契約締結 ・動物管理施設地元自治会説明 ・専門職採用募集（獣医師、薬剤師）
12 月	・旧看護専門学校宿舎等解体工事変更契約締結議案可決 ・(仮称)越谷市保健所建設工事地質調査完了
平成 25 年　1 月	・(仮称)越谷市保健所建設工事近隣周知
3 月	・(仮称)越谷市保健所建設工事設計、旧看護専門学校宿舎等解体工事完了

平成 25 年度

年　度	取 組 事 項 等
平成 25 年　4 月	・平成 25 年度実務研修職員派遣開始（13 名） ・備品・機器等整備着手 ・条例・規則等整備着手 ・事務処理マニュアル等整備着手 ・旧収集業務センター土地・建物移管
5 月	・動物管理施設耐震診断・設計業務委託契約
6 月	・(仮称)越谷市保健所建設工事請負契約議案提出 ・(仮称)越谷市保健所建設工事監理業務委託契約
7 月	・専門職採用募集

平成 26 年　1 月	・総務省ヒアリング、内示 ・厚生労働省資料提出
3 月	・中核市指定申出議案

平成 26 年度

年　度	取 組 事 項 等
平成 26 年　4 月	・平成 26 年度実務研修職員派遣（24 名） ・県知事へ中核市指定申出同意申入れ
6 月	・県議会申出同意議案 ・保健所外構工事 ・保健所関連分野の条例等（素案）に対する意見公募手続（パブリックコメント）
7 月	・動物管理施設整備工事 ・総務大臣へ中核市指定申出 ・専門職採用募集
10 月	・(仮称)越谷市保健所竣工 ・備品・機器等搬入・設置開始
11 月	・中核市指定
12 月	・保健所関連条例議案提出
平成 27 年　1 月	・保健所竣工式（1 月 25 日）
平成 27 年　4 月	・保健所開設・業務開始（4 月 1 日）

2　組織

（1）職員構成

令和 5 年 4 月 1 日現在

課・担当		人数	職種内訳						備考
			医師	事務職等	保健師	獣医師	薬剤師	現業職	
所長		1	1						
保健総務課		9		8	1				課長（事）1 事務の 1 は技師
こころの健康支援室		6		4	2				事務は精神保健福祉士
感染症保健対策課		20 (1)		5	15 (1)				課長（健）1
生活衛生課	総務・食品	12 (1)		5		4	3 (1)		課長（獣）1 事務の 2 は栄養士
	環境・薬事・動物	10 (1)				5 (1)	3	2	
生活衛生課　食肉衛生検査所		11				11			
衛生検査課		7 (1)				4	3 (1)		課長（薬）1
合計		76 (4)	1	22	18 (1)	24 (1)	9 (2)	2	

※（　）内は県からの派遣

（2）組織図

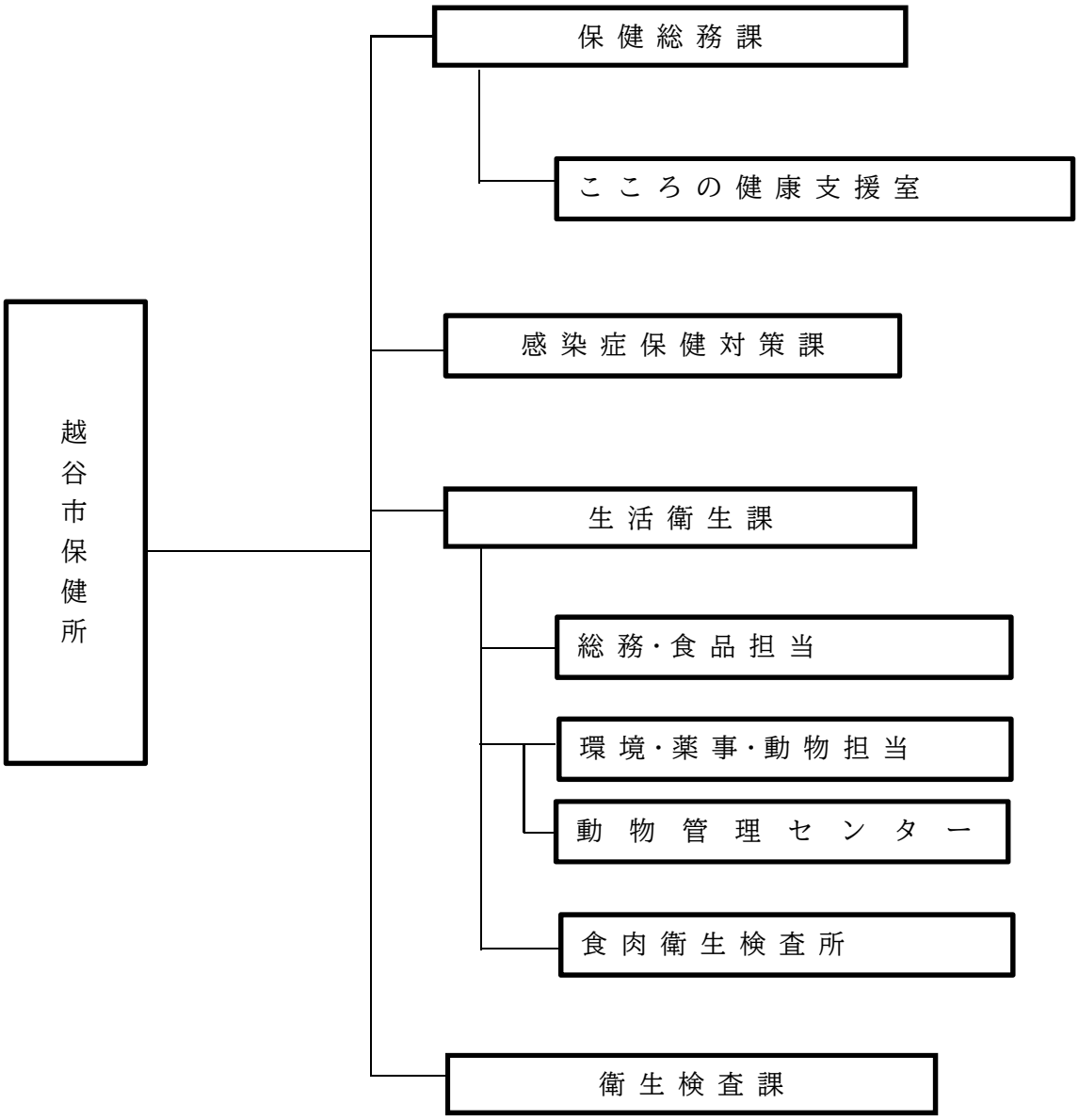
越谷市保健所
保健総務課
こころの健康支援室
感染症保健対策課
生活衛生課
総務・食品担当
環境・薬事・動物担当
動物管理センター
食肉衛生検査所
衛生検査課

３　事務分掌

（１）保健総務課

・保健所の総務及び企画調整に関すること。
・保健師の現任教育に関すること。
・人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
・保健衛生関係従事者の免許申請の受付に関すること。
・医療機関等の許可、届出、立入検査等に関すること。
・あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所に関すること。
・柔道整復師法に基づく施術所に関すること。
・死体解剖保存法に基づく許可に関すること。

＜こころの健康支援室＞
・精神保健に関する相談支援に関すること。
・精神保健に関する普及啓発に関すること。
・自殺対策に関すること。

（２）感染症保健対策課

・感染症に関すること。
・感染症診査協議会に関すること。
・難病等に係る疾病対策及び医療給付等に関すること
・不妊治療に係る医療費助成等に関すること。

（３）生活衛生課

＜総務・食品担当＞
・墓地等の経営等の許可に関すること。
・食品衛生に関すること。
・特定給食施設の栄養指導等に関すること。

＜環境・薬事・動物担当＞
・環境衛生営業施設の届出、許可、監視、指導等に関すること。
・専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
・ねずみ、衛生害虫等の駆除に関すること。
・薬事に関すること。
・献血に関すること。
・狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関すること。
・動物管理センターに関すること。
・化製場等の設置等に関すること。

＜食肉衛生検査所＞
・と畜検査に関すること。
・食鳥検査に関すること。
・と畜場の設置の許可、指導等に関すること。
・食鳥処理の事業の許可、指導等に関すること。
・と畜場に併設する食肉処理施設の監視指導に関すること。

（４）衛生検査課

・衛生検査に関すること。

4　施設概要

（1）基本設計

所　　在　　地　：　越谷市東越谷十丁目 31 番地
構　　造　：　鉄骨造　4 階建
敷 地 面 積　：　5,923.46 ㎡
延 床 面 積　：　3,861.06 ㎡
1 階　　1,647.01 ㎡（内、夜間急患診療所　529.08 ㎡）
2 階　　1,024.54 ㎡
3 階　　1,061.84 ㎡
4 階　　127.67 ㎡

施 設 の 構 成

屋階　4 階		機械室
3 階	【衛生検査課】 食品その他の検体の検査・分析を行うための検査室	
2 階	結核や感染症の検査・相談のための診察室･採血室 会議室・倉庫等	
1 階	夜間急患診療所	【保健総務課】【感染症保健対策課】【生活衛生課】 手続･相談窓口､相談室

1 階　　… 市民の方が相談や手続に訪れる窓口や事務室と、夜間急患診療所のフロア
2 階　　… 結核や感染症の検査・相談のための診察室や、会議室などのフロア
3 階　　… 食品その他の検体の検査・分析を行う検査室などのフロア
屋階（4 階）… 機械室等

駐　　車　　場　：　42 台（障がい者用 3 台含む。保健所、夜間急患診療所共用）
駐　　輪　　場　：　20 台

5　予算・決算

（1）令和４年度予算決算及び令和５年度予算の状況

（単位：円）

各事業区分	令和４年度				令和５年度	
	当初予算額	構成率	決算額	構成率	当初予算額	構成率
保健所総計	1,243,286,000	－	2,288,637,093	－	1,686,936,000	－
保健所事務費	757,304,000	－	709,313,665	－	769,544,000	－
職員人件費	690,500,000	55.54%	636,063,374	27.79%	704,100,000	41.74%
保健総務一般事務経費	30,484,000	2.45%	30,663,317	1.34%	32,614,000	1.93%
感染症保健対策一般事務経費	16,850,000	1.35%	23,093,029	1.01%	17,030,000	1.01%
生活衛生一般事務経費	14,990,000	1.21%	15,606,687	0.68%	15,160,000	0.90%
衛生検査一般事務経費	4,480,000	0.36%	3,887,258	0.17%	640,000	0.04%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
保健衛生事業	236,214,000	－	1,342,610,653	－	748,474,000	－
保健衛生事業	1,870,000	0.15%	1,572,802	0.07%	2,040,000	0.12%
感染症対策事業	232,434,000	18.70%	1,339,418,185	58.52%	741,694,000	43.97%
疾病対策事業	300,000	0.02%	175,041	0.01%	300,000	0.02%
精神保健支援事業	1,610,000	0.13%	1,444,625	0.06%	4,440,000	0.26%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
母子保健事業	153,720,000	－	126,746,229	－	76,550,000	－
医療等支援事業	153,720,000	12.36%	126,746,229	5.54%	76,550,000	4.54%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
生活衛生事業	33,160,000	－	27,873,768	－	31,380,000	－
生活衛生事業	8,530,000	0.69%	7,328,208	0.32%	9,870,000	0.58%
医薬品等対策事業	280,000	0.02%	178,600	0.01%	280,000	0.02%
動物管理指導事業	7,480,000	0.60%	6,204,348	0.27%	4,320,000	0.26%
食品衛生事業	2,350,000	0.19%	889,352	0.04%	1,720,000	0.10%
食肉検査事業	14,520,000	1.17%	13,273,260	0.58%	15,190,000	0.90%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
衛生検査費	55,910,000	－	49,476,730	－	54,320,000	－
衛生検査事業	55,910,000	4.50%	49,476,730	2.16%	54,320,000	3.22%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
施設管理費	6,298,000	－	5,510,197	－	5,958,000	－
保健所・保健ｾﾝﾀｰ施設管理費	760,000	0.06%	561,330	0.02%	820,000	0.05%
動物管理センター施設管理費	5,538,000	0.45%	4,948,867	0.22%	5,138,000	0.30%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
その他保健所費	680,000	－	27,105,851	－	710,000	－
その他保健総務費	190,000	0.01%	30,003	0.00%	210,000	0.01%
その他感染症保健対策費	120,000	0.01%	26,729,960	1.17%	120,000	0.01%
その他生活衛生費	150,000	0.01%	205,638	0.01%	150,000	0.01%
その他衛生検査費	220,000	0.02%	140,250	0.01%	230,000	0.01%
過年度支出	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

第３章　保健衛生事業

１　統計調査・事業報告

令和４年度は、人口動態調査（毎月）、国民生活基礎調査（６月）、社会保障・人口問題基本調査（７月）、医療施設調査〔動態調査（毎月）〕、医師・歯科医師・薬剤師統計（１２月）、医療関係従事者届（１２月）、地域保健・健康増進事業報告（前年度実績等翌年度報告）、衛生行政報告例（前年度実績等翌年度報告）、病院報告（毎月）を実施した。

※医療施設調査〔静態調査〕、患者調査、受療行動調査は、令和２年度に実施したため、次回は令和５年度に実施予定。

２　人口動態統計

（１）人口推移　　（単位:人）　　資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

区　分	全　国	埼玉県	越谷市
平成 12 年	126,925,843	6,938,006	308,307
平成 17 年	127,767,994	7,054,243	315,792
平成 22 年	128,057,352	7,194,556	326,313
平成 27 年	127,094,745	7,266,534	337,498
令和２年	126,146,099	7,344,765	341,621

（２）総覧

年　次	出　生				死　亡				自然増減	
	率	数	男	女	率	数	男	女	率	数
	‰	人	人	人	‰	人	人	人	‰	人
平成 29 年	7.9	2,708	1,373	1,335	7.8	2,658	1,507	1,151	0.1	50
平成 30 年	7.6	2,618	1,357	1,261	8.4	2,885	1,632	1,253	△0.8	△267
令和元年	7.2	2,485	1,362	1,123	8.5	2,940	1,654	1,286	△1.3	△455
令和２年	7.1	2,381	1,239	1,142	9.0	3,023	1,723	1,300	△1.9	△642
令和３年	7.0	2,385	1,265	1,120	9.5	3,259	1,830	1,429	△2.6	△874

年　次	乳児死亡		新生児死亡		死　産				周産期死亡			
	率	数	率	数	率	数	自然	人工	率	数	満22週以後	早期新生児
	‰	人	‰	人	‰	人	人	人	‰	人	人	人
平成 29 年	1.5	4	0.7	2	20.6	57	29	28	2.9	8	6	2
平成 30 年	1.9	5	1.1	3	20.9	56	27	29	3.4	9	6	3
令和元年	1.6	4	0.4	1	27.8	71	29	42	2.4	6	5	1
令和２年	1.3	3	－	－	28.2	69	31	38	2.1	5	5	－
令和３年	1.3	3	－	－	16.1	39	18	21	1.7	4	4	－

年　次	婚　姻		離　婚		合計特殊出生率
	率	数	率	数	
	‰	人	‰	人	－
平成 29 年	4.9	1,689	1.76	601	1.34
平成 30 年	4.6	1,593	1.58	544	1.31
令和元年	5.1	1,768	1.68	581	1.26
令和２年	4.4	1,474	1.65	553	1.29
令和３年	4.2	1,435	1.56	532	1.22

・出生・死亡・婚姻・離婚の率＝（件数／人口）×1,000
・乳児死亡率＝（乳児死亡数／出生数）×1,000
・新生児死亡率＝（新生児死亡数／出生数）×1,000
・自然増加率＝（自然増加数／人口）×1,000
・死産率＝（死産数／出産数）×1,000
・周産期死亡率＝｛(後期死産数＋早期新生児死亡数)／(出生数＋後期死産数)｝×1,000
・合計特殊出生率＝（母の年齢階級別出生数／年齢階級別女子人口）

資料：埼玉県の人口動態概況

（３）出生数及び出生率

年　次	全　国		埼玉県		越谷市	
	出生数	率	出生数	率	出生数	率
	人	‰	人	‰	人	‰
平成29年	946,065	7.6	53,069	7.4	2,708	7.9
平成30年	918,400	7.4	51,241	7.1	2,618	7.6
令和元年	865,239	7.0	48,298	6.7	2,485	7.2
令和２年	840,835	6.8	47,328	6.6	2,381	7.1
令和３年	811,622	6.6	45,424	6.4	2,385	7.0

資料：埼玉県の人口動態概況

（４）体重別出生数

（単位：人）

年　次	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年
計	2,708	2,618	2,485	2,381	2,385
1,000g未満	8	5	8	10	4
1,000～1,499g	8	9	11	9	10
1,500～1,999g	29	33	26	21	33
2,000～2,499g	180	190	166	178	154
2,500～2,999g	1,047	994	940	864	923
3,000～3,499g	1,159	1,129	1,051	1,029	1,026
3,500～3,999g	252	246	265	236	214
4,000～4,499g	24	10	17	33	19
4,500～4,999g	1	1	1	1	2
5,000g 以上	－	1	－	－	－
不　詳	－	－	－	－	－

資料：埼玉県保健統計年報

（５）死亡数及び死亡率

年　次	全　国		埼玉県		越谷市	
	死亡数	率	死亡数	率	死亡数	率
	人	‰	人	‰	人	‰
平成29年	1,340,397	10.8	65,764	9.2	2,658	7.8
平成30年	1,362,470	11.0	67,726	9.4	2,885	8.4
令和元年	1,381,093	11.2	69,537	9.7	2,940	8.5
令和２年	1,372,755	11.1	70,758	9.9	3,023	9.0
令和３年	1,439,856	11.7	75,164	10.5	3,259	9.5

資料：埼玉県の人口動態概況

（６）死因順位第５位までの死亡数及び死亡総数に占める割合

年　次	区分	１位	２位	３位	４位	５位
平成30年	全　国	悪性新生物	心　疾　患	老　衰	脳血管疾患	肺　炎
		373,584人	208,221人	109,605人	108,186人	94,661人
		27.4%	15.3%	8.0%	7.9%	6.9%
	埼玉県	悪性新生物	心　疾　患	肺　炎	脳血管疾患	老　衰
		19,475人	10,805人	5,481人	4,910人	4,322人
		28.8%	16.0%	8.1%	7.2%	6.4%
	越谷市	悪性新生物	心　疾　患	肺　炎	脳血管疾患	老　衰
		894人	474人	254人	175人	151人
		31.0%	16.4%	8.8%	6.1%	5.2%
令和元年	全　国	悪性新生物	心　疾　患	老　衰	脳血管疾患	肺　炎
		376,425人	207,714人	121,863人	106,552人	95,518人
		27.3%	15.0%	8.8%	7.7%	6.9%
	埼玉県	悪性新生物	心　疾　患	肺　炎	脳血管疾患	老　衰
		19,791人	11,117人	5,677人	4,966人	4,884人
		28.5%	16.0%	8.2%	7.1%	7.0%
	越谷市	悪性新生物	心　疾　患	肺　炎	脳血管疾患	老　衰
		850人	484人	242人	211人	181人
		28.9%	16.5%	8.2%	7.2%	6.2%
令和２年	全　国	悪性新生物	心　疾　患	老　衰	脳血管疾患	肺　炎
		378,385人	205,596人	132,440人	102,978人	78,450人
		27.6%	15.0%	9.6%	7.5%	5.7%
	埼玉県	悪性新生物	心　疾　患	老　衰	脳血管疾患	肺　炎
		20,463人	10,857人	5,842人	4,929人	4,607人
		28.9%	15.3%	8.3%	7.0%	6.5%
	越谷市	悪性新生物	心　疾　患	肺　炎	老　衰	脳血管疾患
		907人	502人	199人	189人	175人
		30.0%	16.6%	6.6%	6.3%	5.8%
令和３年	全　国	悪性新生物	心　疾　患	老　衰	脳血管疾患	肺　炎
		381,505人	214,710人	152,027人	104,595人	73,194人
		26.5%	14.9%	10.6%	7.3%	5.1%
	埼玉県	悪性新生物	心　疾　患	老　衰	脳血管疾患	肺　炎
		20,576人	11,510人	6,896人	5,188人	4,778人
		27.4%	15.3%	9.2%	6.9%	6.4%
	越谷市	悪性新生物	心　疾　患	老　衰	脳血管疾患	肺　炎
		948人	522人	259人	211人	199人
		29.1%	16.0%	7.9%	6.5%	6.1%

資料：全国、埼玉県：埼玉県の人口動態概況
　　越谷市：埼玉県保健統計年報

（７）乳児死亡数

年次	区分	総数	新生児死亡					4週～2か月未満	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
			計	1週未満	1週～2週未満	2週～3週未満	3週～4週未満											
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成29年	全　国	1,761	831	624	80	74	53	200	49	104	107	83	67	65	61	53	41	30
	埼玉県	94	36	24	5	3	4	14	8	2	6	6	3	3	1	3	8	4
	越谷市	4	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平成30年	全　国	1,748	801	614	63	62	62	198	161	102	112	79	75	62	48	42	36	32
	埼玉県	89	41	27	3	5	6	9	8	5	8	6	3	3	1	3	2	－
	越谷市	5	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和元年	全　国	1,654	755	578	80	61	36	184	122	107	98	75	64	67	58	49	40	35
	埼玉県	88	36	27	4	3	2	4	8	8	4	9	6	3	4	1	3	2
	越谷市	4	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和２年	全　国	1,512	704	552	55	55	42	155	105	85	97	67	73	57	61	38	37	33
	埼玉県	75	32	26	3	－	3	10	2	5	3	5	4	4	3	3	2	2
	越谷市	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和３年	全　国	1,399	658	506	67	49	36	145	112	94	69	67	78	47	48	17	35	29
	埼玉県	62	21	16	2	2	1	9	5	8	6	2	3	2	3	1	－	2
	越谷市	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※越谷市の詳細データは不明のため、計のみを掲載している。
資料：埼玉県の人口動態概況、厚生労働省「人口動態調査」

（８）合計特殊出生率

年　次	全　国	埼玉県	越谷市
平成29年	1.43	1.36	1.34
平成30年	1.42	1.34	1.31
令和元年	1.36	1.27	1.26
令和２年	1.33	1.27	1.29
令和３年	1.30	1.22	1.22

資料：埼玉県の人口動態概況

3　医療統計

（1）医療従事者数

【医 師】

① 全体　（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万
平成26年	311,205	244.9	11,503	158.9	698	209.3
平成28年	319,480	251.7	12,172	167.0	745	219.1
平成30年	327,210	258.8	12,928	176.4	797	231.7
令和2年	339,623	269.2	13,604	185.2	855	250.3

② うち病院・診療所の従事者　（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万
平成26年	296,845	233.6	11,058	152.8	686	205.8
平成28年	304,759	240.1	11,667	160.1	727	213.8
平成30年	311,963	246.7	12,443	169.8	779	226.5
令和2年	323,700	256.6	13,057	177.8	837	245.0

【歯 科 医 師】

① 全体　（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万
平成26年	103,972	81.8	5,177	71.5	216	64.8
平成28年	104,533	82.4	5,293	72.6	241	70.9
平成30年	104,908	83.0	5,358	73.1	268	77.9
令和2年	107,443	85.2	5,575	75.9	263	77.0

② うち病院・診療所の従事者　（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万	実　数	人　口対10万
平成26年	100,965	79.4	5,095	70.4	213	63.9
平成28年	101,551	80.0	5,202	71.4	235	69.1
平成30年	101,777	80.5	5,271	71.9	264	76.7
令和2年	104,118	82.5	5,468	74.4	257	75.2

【薬剤師】

① 全体 （単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成26年	288,151	226.7	14,190	196.0	641	192.3
平成28年	301,323	237.4	15,100	207.2	713	209.7
平成30年	311,289	246.2	15,793	215.5	810	235.5
令和2年	321,982	255.2	16,370	222.9	859	251.4

② うち薬局、病院、診療所の従事者 （単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成26年	216,077	170.0	11,098	153.3	580	174.0
平成28年	230,186	181.3	12,337	165.8	651	186.8
平成30年	240,371	190.1	12,868	175.6	715	207.8
令和2年	250,585	198.6	13,587	185.0	766	224.2

【保健師】

（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成26年	48,452	38.1	1,878	25.9	58	17.4
平成28年	51,280	40.4	2,067	28.4	76	22.4
平成30年	52,955	41.9	2,219	30.3	69	20.1
令和2年	55,595	44.1	2,258	30.7	71	20.8

【助産師】

（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成26年	33,956	26.7	1,412	19.5	83	24.9
平成28年	35,774	28.2	1,573	21.6	105	30.9
平成30年	36,911	29.2	1,692	23.1	104	30.3
令和2年	37,940	30.1	1,767	24.1	107	31.3

【看護師】

（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成24年	1,015,744	796.6	38,109	528.4	1,864	565.7
平成26年	1,086,779	855.2	41,184	568.9	2,125	637.3
平成28年	1,149,397	905.5	46,416	636.8	2,345	689.6
平成30年	1,218,606	963.8	50,844	693.6	2,477	723.4
令和2年	1,280,911	1015.4	54,124	736.9	2,637	771.9

【准看護師】

（単位：人）

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成24年	357,777	280.6	14,877	206.3	496	150.5
平成26年	340,153	267.7	14,232	196.6	461	138.3
平成28年	323,111	254.6	14,435	198.0	477	140.3
平成30年	304,479	240.8	13,967	190.5	441	128.7
令和2年	284,589	225.6	13,134	178.8	412	120.6

※医療従事者数（各年12月31日現在）
　人口対10万の人口（各年10月1日現在）
資料：厚生労働省「医師、歯科医師、薬剤師統計」（隔年調査）、
　　厚生労働省「衛生行政報告例」、埼玉県保健統計年報

（２）医療施設数

【病院】

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成30年	8,372	6.6	345	4.7	15	4.4
令和元年	8,300	6.6	342	4.7	15	4.4
令和2年	8,238	6.5	342	4.7	15	4.4
令和3年	8,205	6.5	343	4.7	15	4.3
令和4年	8,156	6.5	342	4.7	15	4.4

【一般診療所】

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成30年	102,105	80.8	4,328	59.0	191	55.5
令和元年	102,616	81.3	4,378	59.6	189	54.9
令和2年	102,612	81.3	4,383	59.7	184	53.9
令和3年	104,292	83.1	4,470	60.9	191	55.3
令和4年	105,182	84.2	4,495	61.3	194	56.3

【歯科診療所】

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成30年	68,613	54.3	3,565	48.6	175	50.9
令和元年	68,500	54.3	3,558	48.4	172	50.0
令和2年	67,874	53.8	3,542	48.2	169	49.5
令和3年	67,889	54.1	3,550	48.4	173	50.1
令和4年	67,755	54.2	3,542	48.3	173	50.2

【救急告示病院】

	全　国	埼玉県	越谷市
	実　数	実　数	実　数
平成30年	3,891	177	5
令和元年	3,882	178	5
令和2年	3,882	178	5
令和3年	3,871	180	5
令和4年	3,855	179	5

※各年 10 月 1 日現在
資料：厚生労働省「医療施設調査」

（３）病床数

【病院】

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成30年	1,546,554	1,223.1	62,804	856.8	3,142	913.4
令和元年	1,529,215	1,212.1	62,753	853.8	3,108	900.9
令和2年	1,507,526	1,195.1	62,934	856.9	3,108	909.8
令和3年	1,500,057	1,195.2	62,857	856.4	3,108	899.6
令和4年	1,492,957	1,194.9	62,890	857.2	3,108	902.8

【一般診療所】

	全　国		埼玉県		越谷市	
	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万	実　数	人　口 対10万
平成30年	94,853	75.0	2,717	37.1	175	50.9
令和元年	90,825	72.0	2,576	35.0	164	47.5
令和2年	86,046	68.2	2,559	34.8	167	48.9
令和3年	83,668	66.7	2,540	34.6	167	48.3
令和4年	80,436	64.4	2,418	33.0	171	49.7

※各年10月1日現在
資料：厚生労働省「医療施設調査」

４　衛生関係免許事務

市内に住んでいる（一部の免許については、市内で業務に従事している）方を対象に、厚生労働大臣免許、埼玉県知事免許及び他都道府県准看護師免許の新規登録（他都道府県准看護師免許を除く）、書換え、再交付などの申請を受け付け、県に送付している。

衛生関係免許受付件数（厚生労働大臣免許、埼玉県知事免許・他都道府県県准看護師免許）

（令和４年度）

免許種別	申請内容	登録	訂正・書換	再交付	抹消（削除）	計
知事免許	調理師	108	22	11	0	141
	製菓衛生師	10	0	0	0	10
	クリーニング師	0	0	0	0	0
	准看護師	18	4	1	0	23
	栄養士	29	24	5	0	58
	登録販売者	37	7	1	0	45
	受胎調節指導員	1	0	0	0	1
	小計	203	57	18	0	278
他県	准看護師	0	2	0	0	2
	小計	0	2	0	0	2
厚生労働大臣免許	医師	23	10	1	0	34
	歯科医師	2	2	0	0	4
	薬剤師	38	24	4	0	66
	管理栄養士	35	22	0	0	57
	保健師	30	15	0	0	45
	助産師	8	2	2	0	12
	看護師	183	97	6	0	286
	診療放射線技師	6	2	1	0	9
	臨床検査技師	20	7	0	0	27
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	38	6	0	0	44
	作業療法士	13	7	0	0	20
	視能訓練士	6	0	0	0	6
	小計	402	194	14	0	610
合計		605	253	32	0	890

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
知事免許	登録	161	189	199	203
	訂正・書換	49	50	41	57
	再交付	21	18	20	18
	抹消（削除）	0	0	0	0
	小計	231	257	260	278
他県准看護師	登録	0	0	0	0
	訂正・書換	5	4	4	2
	再交付	0	2	2	0
	抹消（削除）	0	0	0	0
	小計	5	6	6	2
厚生労働大臣免許	登録	399	355	386	402
	訂正・書換	190	161	176	194
	再交付	19	9	15	14
	抹消（削除）	2	0	2	0
	小計	610	525	579	610
合計		846	788	845	890

５　実習生等の受入れ

人材育成の一環として、実習生等の受入れを行っている。令和４年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、実習期間を短縮とした。

（令和４年度）

期間	学校名等	人数	日数
令和 4 年 5 月 24 日	目白大学・早稲田医療専門学校 （合同オリエンテーション）	12 名	1 日
令和 4 年 5 月 31 日～6 月 2 日	目白大学①（保健師学生実習）	3 名	3 日
令和 4 年 6 月 7 日～6 月 9 日	目白大学②（保健師学生実習）	3 名	3 日
令和 4 年 10 月 19 日～10 月 21 日	早稲田医療技術専門学校①（保健師学生実習）	3 名	3 日
令和 4 年 10 月 26 日～10 月 28 日	早稲田医療技術専門学校②（保健師学生実習）	3 名	3 日
令和 4 年 11 月 15 日	明海大学歯学部付属明海大学病院 （歯科医師臨床研修）	3 名	1 日

6　施設見学等

令和４年度は、下記のとおり保健所の施設見学等を実施した。

1	10/12	市川市職員	視察及び施設見学
2	2/9	広報広聴専門委員会	施設見学

7　病院等の許可・届出

病院等の許可申請数（令和４年度）

	申　　請					
	開設許可	使用許可	変更許可	２ヶ所管理許可	その他	申請　計
病　　院	0	16	27	0	0	43
診　療　所	10	4	4	4	0	22
歯科診療所	2	0	7	0	0	9
助　産　所	0	0	0	0	0	0
合　　計	12	20	38	4	0	74

病院等の届出件数（令和４年度）

	届　　出								
	開設届	一部変更届	管理者変更	廃止届	休止届	再開届	エックス線届出	その他	届出計
病　　院	0	4	0	0	0	0	17	3	24
診　療　所	18	29	17	11	5	4	29	1	114
歯科診療所	4	19	4	5	1	1	22	1	57
助　産　所	0	1	0	0	0	0	0	0	1
歯科技工所	1	4	0	3	0	0	0	0	8
合　　計	23	57	21	19	6	5	68	5	204

病院等への立入検査件数　（令和４年度）

病院	15
有床診療所	1
無床診療所	1
計	17

※新型コロナウイルス感染症対応に伴い、15病院のうち5病院は書面検査。

8　医療安全支援センター

医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。（令和４年度　相談件数　119件）

９　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律
柔道整復師法
死体解剖保存法

（平成 12 年 4 月 1 日県より移譲）
（平成 27 年 4 月 1 日より地域医療課から保健総務課へ事務移管）

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所　（単位：件数）

年　度	開設届	変更届	廃止届	休止届	再開届	出張開始届	出張廃止届	出張休止届	出張再開届	計
平成 30 年度	9	45	10	0	0	11	11	0	0	86
令和元年度	13	52	5	0	0	12	6	0	0	88
令和 2 年度	15	41	11	1	1	11	1	0	0	81
令和 3 年度	9	40	4	2	1	5	0	0	0	61
令和 4 年度	11	44	9	0	1	4	4	0	0	73

柔道整復師法に基づく施術所　（単位：件数）

年　度	開設届	変更届	廃止届	休止届	再開届	計
平成 30 年度	10	71	11	0	0	92
令和元年度	7	64	13	0	0	84
令和 2 年度	6	52	7	0	0	65
令和 3 年度	8	33	5	0	0	46
令和 4 年度	10	42	9	0	0	61

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所実数　（令和４年度）　（単位：件数）

あん摩マッサージ指圧及び、はり、きゅうを行う		柔道整復の施術所	計
施術所	出張		
227	153	148	528

死体解剖保存法に基づく死体保存の許可

年度	許可	計
平成 30 年度	0	0
令和元年度	0	0
令和 2 年度	0	0
令和 3 年度	0	0
令和 4 年度	0	0

第４章　感染症対策

１　結核対策

目　　的　　患者に適正な医療を提供し、費用負担の軽減を図るよう事業を実施する。
また、市民への結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、患者家族等に対しては健康診断を行う等、結核のまん延防止を図る。
事業根拠　　感染症法
補助金等　　感染症予防事業費等負担金、結核医療費国庫負担（補助）金

（１）登録患者数

目　　的　　保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。登録票に基づく患者管理を行うことにより結核のまん延防止を図る。
対　　象　　結核患者、結核回復者
内　　容　　結核登録票に記録すべき事項
(ｱ)登録年月日及び登録番号
(ｲ)住所、氏名、生年月日、性別、職業、保護者の氏名及び住所
(ｳ)届け出た医師の住所及び氏名
(ｴ)結核患者については、その病名、病状及び現に医療を受けていることの有無
(ｵ)結核患者又は結核回復者に対して保健所がとった措置の概要
(ｶ)生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項
事業根拠　　感染症法第 12 条、第 53 条の 12

①　結核新登録患者数　　（単位:人）

	総　数	活　動　性　結　核					潜在性結核
		肺　結　核　活　動　性				肺外結核活動性	
		小 計	喀痰塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性・その他		
平成 30 年	33	27	11	11	5	6	18
令和元年	37	29	14	14	1	8	38
令和２年	25	22	8	13	1	3	17
令和３年	27	21	10	9	2	6	11
令和４年	20	17	9	7	1	3	11

② 年末時患者登録数・受療状況

（単位：人　令和４年）

	総数	活動性結核						不活動性肺結核	活動性不明	潜在性結核
		活動性（計）	肺結核活動性				肺外結核活動性			
			小計	喀痰塗抹陽性	その他の結核菌陽性	菌陰性その他				
総数	72	14	14	8	6	0	0	19	39	23
入院中	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0
外来治療中	8	8	8	3	5	0	0	0	0	7
治療なし	57	1	1	0	1	0	0	19	37	14
不明	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1

◎令和４年度の結核相談等件数は延べ 277 件

（２）結核患者の管理検診

目　　的　　結核登録者のうち治療修了者の再発の早期発見及び治療放置患者あるいは病状不明者の病状把握や悪化の発見等による結核のまん延防止。
対　　象　　結核登録者のうち治療を修了した者及び治療放置患者あるいは病状不明者
内　　容　　エックス線検査等
実施方法　　医療機関委託、患者本人への実施調査
事業根拠　　感染症法第 53 条の 13

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
医療機関委託による実施件数	74	53	45	36	23
患者本人への実施調査件数	147	131	130	91	80
合計	221	184	175	127	103

（３）接触者の健康診断

目　　的　　結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者に対し、健康診断を実施し早期発見・早期治療につなげる。
対　　象　　結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者
内　　容　　ＱＦＴ検査、Ｔ－ＳＰＯＴ検査、ツベルクリン検査、胸部エックス線検査
実施方法　　医療機関委託、保健所実施
事業根拠　　感染症法第 17 条

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
医療機関委託による実施件数	53	52	30	17	21
保健所実施件数	295	308	95	43	73
集団健診検査件数	169	153	13	40	0
合計	517	513	138	100	94

（４）感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数

目　　的　　越谷市長の諮問に応じ、必要な事項を審議する。
内　　容　　①感染症法第 18 条第 1 項による通知及び第 6 項による報告：就業制限
②感染症法第 19 条第 1 項及び第 3 項※による入院：入院勧告
③感染症法第 20 条第 1 項※による勧告及び第４項※による入院期間の延長
：入院勧告入院延長
④感染症法第 37 条の 2 第 1 項による申請：公費負担
※第 26 条において準用する場合を含む。
実施方法　　原則毎月第 2、4 水曜日
事業根拠　　感染症法第 24 条

実　　績

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
開催回数　　（回）	24	23	24	24	24
37条 診査件数　　（件）	37	43	741※	30	34
37条の2　診査件数（件）	61	99	60	54	45

※令和２年度の37条 診査件数は、新型コロナウイルス感染症を含む。

（５）ＤＯＴＳ（直接服薬確認療法）事業

感染症法第 53 条の 14 に基づき、患者本人や患者を取り巻く状況を踏まえ、医療機関等関係者との連携により、包括的な服薬支援体制を整備し、治療中断のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
対象者	51	75	37	35	30
実施者数	50	75	37	22	30
実施率(%)	98.0	100	100	62.3	100

（６）越谷市薬局ＤＯＴＳ事業（平成 29 年 10 月 26 日から開始）

上記ＤＯＴＳ事業において、患者背景にあわせ薬局でのＤＯＴＳが適当と保健所長が認めた者に対して、越谷市にある結核指定医療機関である薬局と協定を結び、服薬支援に対して連携を図り、治療中断のリスクをなくし、患者の治療完了率の向上を図る。

実　　績

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
実施件数（延）	27	18	8	0	0
協定薬局数（か所）	9	11	10	10	9

（７）結核定期健康診断の実施報告

目　　的　　感染症法第 53 条の 2 により事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長及び市町村長は結核にかかる定期の結核健康診断を行い、感染症法第 53 条の 7 により保健所長及び市長を経由して都道府県知事に報告することとされている。定期的に健康診断を実施することにより、結核の早期発見・早期治療につなげる。

対　　象

実施義務者	対象	定期及び回数
１ 事業者（労働安全衛生法第2条第3号）	（１）学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）において業務に従事する者 （２）病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者 （３）社会福祉施設（★の施設のみ）において業務に従事する者	毎年度
２ 学校の長	（１）大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（就業年数が１年未満のものを除く。）の学生又は生徒	入学した年度
３ 施設の長	（１）監獄に収容されている者	２０歳に達する日の属する 年度以降において毎年度
	（２）生活保護法に規定されている施設に収容されている者 ★ 救護施設 更正施設 （３）老人福祉法に規定されている施設に収容されている者 ★ 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム （４）障害者総合支援法に規定されている施設に収容されている者 ★ 障害者支援施設 （５）売春防止法に規定されている施設に収容されている者 ★ 婦人保護施設	６５歳に達する日に属する年度以降において毎年度
４ 市町村長	（１）１～３の対象者以外の者（市町村長が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く）	６５歳の達する日の属する 年度以降において毎年度
	（２）市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期

内　　容　　喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査

事業根拠　　感染症法第 53 条の 2、第 53 条の 7

定期健康診断の報告数　（単位：人　令和４年度）

		事業者	学校長	施設の長	市
健康診断対象者数		9,705	2,003	721	87,859
受診者数		8,693	1,961	569	21,691
	間接撮影者数	1,889	1,263	193	0
	直接撮影者数	6,804	698	376	21,691
喀痰検査者数		0	0	0	0
精密検査受診者数		26	1	3	0
	結核患者	0	0	0	0
	結核発病のおそれがあると診断された者	0	0	0	0

（８）越谷市私立学校等結核予防事業費補助金交付事業

目　　的　　定期健康診断実施者の費用負担の軽減を図り、定期の結核健康診断の実施を促進することにより結核患者の早期発見とまん延防止を図る。

内　　容　　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６０条第１項の規定により、同法第５３条の三の規定に基づく定期の健康診断に要する費用を補助する

対　　象　　越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱に基づく私立学校又は施設の設置者

事業根拠　　感染症法第 60 条第 1 項、越谷市私立学校等結核予防費補助金交付要綱

補助金等　　なし

実　　績　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助金交付数	7	10	11	15	14

（９）療育給付

目　　的　　結核にかかっている児童に対し、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行い、療養に併せて学習の援助を行う。

対　　象　　結核にかかっており、医師が指定医療機関での長期間の入院を要するとした 18 歳未満の児童

内　　容　　指定療育機関で行う結核の治療のうち、次の者が対象。

① 診察
② 薬剤又は治療材料の支給
③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 （食事療養費の一部も負担。）
⑤ 移送
⑥ 学習に必要な物品の支給（学習用品）
⑦ 療養生活に必要な物品の支給（日用品）

事業根拠　　児童福祉法第 21 条

補助金等　　母子保健衛生費国庫負担金、結核児童日用品等負担金

実　　績　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
療育給付件数	0	0	0	0	0

2　感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づき、各種事業等を行い、感染症の予防と拡大防止を図るとともに、患者に対する適切な医療の提供を図ることにより、市民の健康保持を図る。

感染症発生届受理

目　　的　　感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開
内　　容　　感染症法に基づく医師、獣医師からの感染症患者等の発生届けの受理
事業根拠　　感染症法第 12 条～16 条
補助金等　　感染症予防事業費等負担金、感染症患者入院医療費負担金

●発生届受理数　67,230 件

主な感染症発生状況　　（単位:件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
腸管出血性大腸菌感染症	44	9	5	10	13
赤痢	4	0	1	0	0
レジオネラ	9	11	3	4	3
マラリア	3	0	0	0	0
デング熱	1	6	0	0	0
風しん	12	3	0	0	0
新型コロナウイルス感染症	―	7	1,560	21,252	67,214

新型コロナウイルス感染症　発生届数の推移（令和4年4月～令和5年3月）

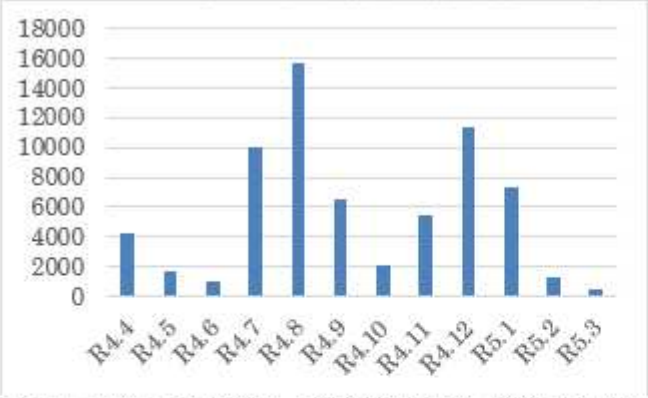

新型コロナウイルス感染症　検査数の推移（令和4年4月～令和5年3月）

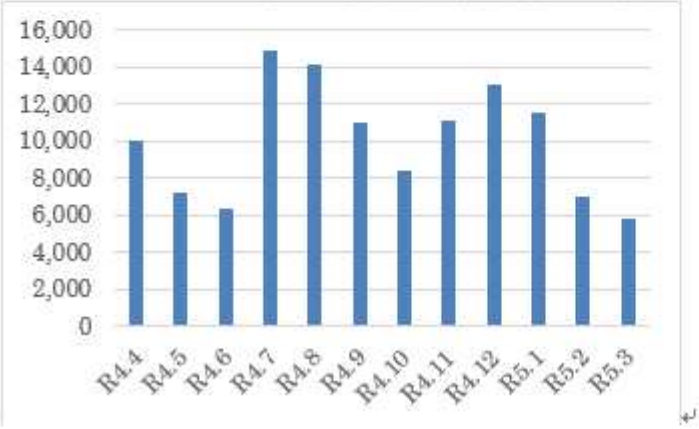

３　エイズ等性感染症相談・検査

目　　的　　後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」）及びその他の性感染症（以下「ＳＴＤ」）等に関する適切な知識の普及啓発を図り、かつヒト免疫不全ウイルス（以下「ＨＩＶ」）感染及びその他のＳＴＤ等に関する健康相談や検査を実施することで、ＨＩＶ及びＳＴＤ等の感染予防並びに患者及び感染者の早期発見に努め、健康保持を図る。

対　　象　　ＨＩＶ及びその他のＳＴＤ等に関する健康相談や検査を希望する者

内　　容　　ＨＩＶ及びその他のＳＴＤ等に関する健康相談とＨＩＶ、梅毒、Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎の検査

実施方法　　①エイズ等性感染症検査　平成27年7月から月2回実施（第1･3水曜日）
　　予約制、匿名、感染の心配があり検査を希望する場合は、無料。
　　②健康相談（電話、面接）随時実施

事業根拠　　「特定感染症検査等事業実施要綱」

補助金等　　感染症予防事業費等負担金、エイズ対策促進事業費

エイズ等性感染症検査　　（単位：件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ＨＩＶ抗体検査	293	256	50	52	108
梅毒検査	296	255	50	50	111
Ｂ型肝炎抗原検査	239	100	49	48	90
Ｃ型肝炎抗体検査	242	100	48	48	91
クラミジア抗体検査	247				

※クラミジア抗体検査は平成 30 年度で終了
※令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で、件数を縮小

（ア）エイズ等性感染症健康相談（電話、面接）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	972	942	197	147	280

４　肝炎治療医療費助成申請事務

目　　的　　肝炎治療に係る経済的な負担を軽減することにより、肝炎患者が適切な肝炎医療を受けることができるようにする。

対　　象　　C 型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療及びＢ型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療とインターフェロン治療に係る医療費の助成

内　　容　　「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達・交付事務

事業根拠　　肝炎対策基本法及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（厚生労働省告示）

補助金等　　肝炎治療特別促進事業（肝炎治療医療費助成）に関する事務委託

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
治療受給者証交付件数	229	210	216	194	189

5　風しん抗体検査事業

目　　的　　市民に先天性風しん症候群の予防と風しんの感染拡大防止を促す。
対　　象　①　妊娠を希望する 16 歳以上 50 歳未満の女性
　　②　①の配偶者（事実婚を含む）又は風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者
　　ただし、過去に風しん抗体検査（妊婦健診等を含む）を受けたことがある者、明らかに風しんの予防接種歴がある者若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者、昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日までの間に生まれた男性は除く。
内　　容　　ＨＩ法を原則とする風しん抗体検査（血液検査）
事業根拠　　「特定感染症検査等事業実施要綱」
補助金等　　特定感染症検査等事業費

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受診件数	869	270	194	196	173

6　ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

目　　的　　肝炎ウイルス検査で陽性と判定された市民が早期に受診するとともに、早期治療につなげる。
対　　象　　越谷市に住民票を有し、次のいずれかに該当する者のうち、フォローアップ事業への参加に同意した者
　①　1 年以内に市が実施する肝炎ウイルス検査又は市が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診及び県又は県内市町村が実施する肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
　②　県が実施する検査費用助成事業の請求により把握した、肝炎ウイルスに起因する慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
　③　4 年以内に市が実施する妊婦検診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
　④　2 年以内に手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
内　　容　　ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業に係る申請書、領収書等の経由事務
事業根拠　　「埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要綱」
補助金等　　特定感染症検査等事業費、埼玉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業事務委託

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
陽性者フォローアップ事業実施件数	37	49	51	48	48
検査費用助成事業相談･受理件数	39	30	36	29	20

第５章　難病・疾病対策及び医療費助成事業

１　先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付申請事務

目　　的　　先天性血液凝固因子欠乏症等により保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を、県が公費負担することにより、疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、医療費の負担軽減を図る。

対象疾患

① 第I因子(フィブリノゲン)欠乏症
② 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症
③ 第V因子(不安定因子)欠乏症
④ 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症
⑤ 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)
⑥ 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)
⑦ 第Ｘ因子(スチュアートプラウァー)欠乏症
⑧ 第ＸⅠ因子(PTA)欠乏症
⑨ 第ＸⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
⑩ 第ＸⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
⑪ von Willebrand(フォン・ヴィルブランド)病

次の項目をすべて満たす者が対象

指定の疾患にかかっている 20 歳以上の者
埼玉県内に住所がある者（越谷市在住者）
国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者

内　　容　　「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要網」に基づく埼玉県への進達・交付事務
事業根拠　　先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」
補助金等　　特定疾患・血液凝固因子欠乏症等に関する事務委託

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付件数	12	9	11	11	11

2　特定疾患等医療給付申請事務

目　　的　　特定疾患等の治療を受けている者が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担することにより、特定疾患等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。

対　　象　　次の項目をすべて満たす方

① 特定疾患等にかかっており、認定基準を満たす状況にある者

② 埼玉県内に住所がある者（越谷市在住者）

③ 国民健康保険等、何らかの医療保険に加入している者

内　　容　　申請書類（新規・継続・変更届・療養費請求等）の受理、県への送付、受給者証の交付等

事業根拠　　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）が平成27年1月1日から施行

　昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」に基づき、いわゆる難病のうち特定の疾患について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

補助金等　　特定疾患等医療給付事業事務委託

(1) 指定難病医療給付件数

（単位：件）

【指定難病】		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
番号	疾患名					
001	球脊髄性筋萎縮症	2	4	3	3	3
002	筋萎縮性側索硬化症	20	25	28	25	24
003	脊髄性筋萎縮症	1	3	3	3	2
004	原発性側索硬化症	0	1	1	1	1
005	進行性核上性麻痺	24	36	39	32	32
006	パーキンソン病	260	278	294	297	297
007	大脳皮質基底核変性症	10	10	10	12	10
008	ハンチントン病	8	7	7	7	5
009	神経有棘赤血球症	0	0	0	0	0
010	シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	2	1	1
011	重症筋無力症	54	63	62	55	64
012	先天性筋無力症候群	0	0	0	0	0
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	37	41	41	48	50
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	8	12	15	12	12
015	封入体筋炎	1	1	1	2	2
016	クロウ・深瀬症候群	0	0	0	0	0
017	多系統萎縮症	21	22	20	17	16
018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	65	66	70	65	66
019	ライソゾーム病	7	8	7	7	8
020	副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0
021	ミトコンドリア病	4	4	4	4	4
022	もやもや病	23	25	28	28	25
023	プリオン病	1	1	0	1	1
024	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
025	進行性多巣性白質脳症	0	0	0	0	1
026	HTLV-1関連脊髄症	2	2	3	2	1
027	特発性基底核石灰化症	0	1	1	0	0
028	全身性アミロイドーシス	3	5	5	8	13
029	ウルリッヒ病	0	0	0	0	1
030	遠位型ミオパチー	0	0	0	0	0
031	ベスレムミオパチー	0	0	0	0	0

032	自己貪食空胞性ミオパチー	0	0	0	0	0
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	0	0	0	0	0
034	神経線維腫症	7	8	8	12	10
035	天疱瘡	3	4	5	5	6
036	表皮水疱症	0	0	0	0	0
037	膿疱性乾癬（汎発型）	6	5	5	5	4
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0	0	0	2
039	中毒性表皮壊死症	0	0	1	0	0
040	高安動脈炎	7	7	12	12	14
041	巨細胞性動脈炎	0	0	0	2	3
042	結節性多発動脈炎	4	4	4	4	4
043	顕微鏡的多発血管炎	17	14	15	17	19
044	多発血管炎性肉芽腫症	4	6	5	2	2
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	12	14	19	21	21
046	悪性関節リウマチ	6	5	6	6	5
047	バージャー病	2	3	3	4	1
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	2	2	1	1
049	全身性エリテマトーデス	166	174	176	182	189
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	46	53	58	61	65
051	全身性強皮症	74	83	79	83	82
052	混合性結合組織病	33	35	36	33	35
053	シェーグレン症候群	19	23	36	40	39
054	成人スチル病	4	3	4	5	6
055	再発性多発軟骨炎	1	2	2	2	2
056	ベーチェット病	39	40	36	30	33
057	特発性拡張型心筋症	28	24	25	23	27
058	肥大型心筋症	6	6	6	4	4
059	拘束型心筋症	0	0	0	0	0
060	再生不良性貧血	16	19	21	19	18
061	自己免疫性溶血性貧血	2	1	3	3	3
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	3	3	3	3
063	特発性血小板減少性紫斑病	22	28	34	30	26
064	血栓性血小板減少性紫斑病	0	0	0	2	1
065	原発性免疫不全症候群	8	7	7	5	4
066	IgA 腎症	25	29	35	33	36
067	多発性嚢胞腎	43	43	50	52	50
068	黄色靭帯骨化症	11	11	11	8	6
069	後縦靭帯骨化症	38	37	45	36	36
070	広範脊柱管狭窄症	11	8	15	11	8
071	特発性大腿骨頭壊死症	26	23	40	35	42
072	下垂体性 ADH 分泌異常症	4	4	4	7	7
073	下垂体性 TSH 分泌亢進症	0	0	0	0	0
074	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2	2	2	2	2
075	クッシング病	2	2	2	1	1
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0	0	0	0	0
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	4	4	5	4
078	下垂体前葉機能低下症	30	31	31	31	32
079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0	0	0	0	0
080	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	0	0
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	2	3	4	4
082	先天性副腎低形成症	0	0	0	0	0

083	アジソン病	0	0	0	0	0
084	サルコイドーシス	21	21	22	22	24
085	特発性間質性肺炎	22	26	32	26	24
086	肺動脈性肺高血圧症	15	15	17	15	18
087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0	0	0	0	0
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	11	13	14	15	15
089	リンパ脈管筋腫症	2	2	3	4	4
090	網膜色素変性症	55	54	58	53	48
091	バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0
092	特発性門脈圧亢進症	0	0	0	0	0
093	原発性胆汁性胆管炎	33	33	35	32	32
094	原発性硬化性胆管炎	0	1	2	2	2
095	自己免疫性肝炎	11	14	15	16	14
096	クローン病	106	111	116	123	127
097	潰瘍性大腸炎	403	409	442	435	433
098	好酸球性消化管疾患	9	9	11	10	11
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	0	0	0	0	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0	0	0	0	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0	0	0	0	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0	0	0	0	0
103	CFC 症候群	0	0	0	0	0
104	コステロ症候群	0	0	0	0	0
105	チャージ症候群	0	0	0	0	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	0	1	2	2	2
107	若年性特発性関節炎	0	0	0	1	1
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0	0	0	0	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0	0	0	0	0
110	ブラウ症候群	0	0	0	0	0
111	先天性ミオパチー	0	0	0	0	0
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0	0	0	0	0
113	筋ジストロフィー	6	6	8	11	9
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0	0	0	0	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	0	0	0	0
116	アトピー性脊髄炎	0	0	0	0	0
117	脊髄空洞症	0	0	0	0	0
118	脊髄髄膜瘤	0	0	0	0	0
119	アイザックス症候群	0	0	0	0	0
120	遺伝性ジストニア	0	0	0	0	0
121	神経フェリチン症	0	0	0	0	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	1	1	1
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0	0	0	0	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	0	0	0	0
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	0	0	1
126	ペリー症候群	0	0	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	0	0	0	0	0
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0	0	0	0
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0	1	1	1	1
130	先天性無痛無汗症	1	1	1	1	1
131	アレキサンダー病	0	0	0	0	0
132	先天性核上性球麻痺	0	0	0	0	0
133	メビウス症候群	0	0	0	0	0

134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0	0	0	0	0
135	アイカルディ症候群	0	1	1	1	1
136	片側巨脳症	0	0	0	0	0
137	限局性皮質異形成	0	0	0	0	0
138	神経細胞移動異常症	0	0	0	0	0
139	先天性大脳白質形成不全症	0	0	0	0	0
140	ドラベ症候群	0	0	0	0	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	0	0	0	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0	0	0	0	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0	0	0	0	0
144	レノックス・ガストー症候群	0	0	0	0	0
145	ウエスト症候群	1	1	1	1	1
146	大田原症候群	0	0	0	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	0	0	0	0	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0	0	0	0	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0	1	1	1	1
150	環状 20 番染色体症候群	0	0	0	0	0
151	ラスムッセン脳炎	0	0	0	0	0
152	ＰＣＤＨ19 関連症候群	0	0	0	0	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0	0	0	0	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0	0	0	0	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0	0	0	0	0
156	レット症候群	0	0	0	0	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	1	1
158	結節性硬化症	2	1	2	2	2
159	色素性乾皮症	0	0	0	0	0
160	先天性魚鱗癬	0	0	0	0	0
161	家族性良性慢性天疱瘡	0	0	0	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	3	5	9	7
163	特発性後天性全身性無汗症	0	0	0	0	1
164	眼皮膚白皮症	0	0	0	0	0
165	肥厚性皮膚骨膜症	0	0	0	0	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0	0	0	0	0
167	マルファン症候群	0	1	1	3	2
168	エーラス・ダンロス症候群	0	0	0	0	0
169	メンケス病	0	0	0	0	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0	0	0	0	0
171	ウィルソン病	1	0	0	0	0
172	低ホスファターゼ症	0	0	0	0	0
173	VATER 症候群	0	0	0	0	0
174	那須・ハコラ病	0	0	0	0	0
175	ウィーバー症候群	0	0	0	0	0
176	コフィン・ローリー症候群	0	0	0	0	0
177	ジュベール症候群関連疾患	0	0	0	0	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0	0	0	0	0
179	ウィリアムズ症候群	0	0	0	1	0
180	ＡＴＲ－Ｘ症候群	0	0	0	0	0
181	クルーゾン症候群	0	0	0	0	0
182	アペール症候群	1	1	1	1	1
183	ファイファー症候群	0	0	0	0	0
184	アントレー・ビクスラー症候群	0	0	0	0	0

185	コフィン・シリス症候群	0	0	0	0	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0	0	0	0	0
187	歌舞伎症候群	0	0	0	0	0
188	多脾症候群	0	0	0	0	0
189	無脾症候群	0	0	0	0	0
190	鰓耳腎症候群	0	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	0	0	0	0	0
192	コケイン症候群	0	0	0	0	0
193	プラダー・ウィリ症候群	0	0	0	0	0
194	ソトス症候群	0	0	0	0	0
195	ヌーナン症候群	0	0	0	0	0
196	ヤング・シンプソン症候群	0	0	0	0	0
197	1p36 欠失症候群	0	0	0	0	0
198	４p 欠失症候群	0	0	0	0	0
199	５p 欠失症候群	0	0	0	0	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	0	0	0
201	アンジェルマン症候群	0	0	0	0	0
202	スミス・マギニス症候群	0	0	0	0	0
203	22q11.2 欠失症候群	0	0	1	1	1
204	エマヌエル症候群	0	0	0	0	0
205	脆弱Ｘ症候群関連疾患	0	0	0	0	0
206	脆弱 X 症候群	0	0	0	0	0
207	総動脈幹遺残症	0	0	0	0	0
208	修正大血管転位症	0	0	0	0	0
209	完全大血管転位症	0	0	0	1	2
210	単心室症	0	0	0	0	0
211	左心低形成症候群	0	0	0	0	0
212	三尖弁閉鎖症	0	0	0	0	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	0	0	0	0
215	ファロー四徴症	2	2	2	2	2
216	両大血管右室起始症	0	0	0	0	0
217	エプスタイン病	0	0	0	1	1
218	アルポート症候群	1	1	1	1	0
219	ギャロウェイ・モワト症候群	0	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	4	7	9	7	6
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	0	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	15	19	22	25	29
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	1	2	1	1
224	紫斑病性腎炎	0	1	1	1	1
225	先天性腎性尿崩症	0	0	0	0	0
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1	1	2	1	2
227	オスラー病	0	1	1	1	2
228	閉塞性細気管支炎	0	0	0	0	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0	0	0	0	0
230	肺胞低換気症候群	0	0	0	0	0
231	α1－アンチトリプシン欠乏症	0	0	0	0	0
232	カーニー複合	0	0	0	0	0
233	ウォルフラム症候群	0	0	0	0	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0	0	0	0	0
235	副甲状腺機能低下症	1	2	2	1	1

236	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	0	0	1
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0	0	0	0	0
238	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症	0	0	0	1	1
239	ビタミンＤ依存性くる病/骨軟化症	0	0	0	0	0
240	フェニルケトン尿症	2	2	2	2	3
241	高チロシン血症１型	0	0	0	0	0
242	高チロシン血症２型	0	0	0	0	0
243	高チロシン血症３型	0	0	0	0	0
244	メープルシロップ尿症	0	0	0	0	0
245	プロピオン酸血症	0	0	0	0	0
246	メチルマロン酸血症	0	0	0	0	0
247	イソ吉草酸血症	0	0	0	0	0
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	0	0	0	0	0
249	グルタル酸血症１型	0	0	0	0	0
250	グルタル酸血症２型	0	0	0	0	0
251	尿素サイクル異常症	0	0	0	0	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0	0	0	0	0
253	先天性葉酸吸収不全	0	0	0	0	0
254	ポルフィリン症	0	0	0	0	0
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
256	筋型糖原病	0	0	0	0	0
257	肝型糖原病	0	0	0	0	0
258	ガラクトース－１－リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
260	シトステロール血症	0	0	0	0	0
261	タンジール病	0	0	0	0	0
262	原発性高カイロミクロン血症	1	1	1	1	1
263	脳腱黄色腫症	0	0	0	0	0
264	無βリポタンパク血症	0	0	0	0	0
265	脂肪萎縮症	0	0	0	0	0
266	家族性地中海熱	1	1	1	1	1
267	高ＩｇＤ症候群	0	0	0	0	0
268	中條・西村症候群	0	0	0	0	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0	0	0	0	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	8	11	10	12	12
272	進行性骨化性線維異形成症	1	1	1	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0	0	0	0	0
274	骨形成不全症	1	1	1	1	1
275	タナトフォリック骨異形成症	0	0	0	0	0
276	軟骨無形成症	0	0	0	0	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	0	0	0	0
278	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	0	0	0	0	0
279	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	1	1	1	1	1
280	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	0	0	0	0	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	0	0	0	0	1
282	先天性赤血球形成異常性貧血	0	0	0	0	0
283	後天性赤芽球癆	3	3	3	4	5
284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	0	0	0	0	0
285	ファンコニ貧血	0	0	0	0	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0	0	0	0	0

287	エプスタイン症候群	0	0	0	0	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	0	0	0
289	クロンカイト・カナダ症候群	0	0	0	0	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0	0	0	0	0
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0	0	0	0	0
292	総排泄腔外反症	0	0	0	0	0
293	総排泄腔遺残	0	0	0	0	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0	0	0	0	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0	0	0	0	0
296	胆道閉鎖症	0	0	0	0	0
297	アラジール症候群	0	0	0	0	0
298	遺伝性膵炎	0	0	0	0	0
299	嚢胞性線維症	0	0	0	0	0
300	ＩｇＧ４関連疾患	1	2	2	4	5
301	黄斑ジストロフィー	0	1	1	1	1
302	レーベル遺伝性視神経症	0	0	0	0	0
303	アッシャー症候群	0	0	0	0	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0	0	0	0	0
305	遅発性内リンパ水腫	0	0	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	18	30	36	49	62
307	カナバン病	0	0	0	0	0
308	進行性白質脳症	0	0	1	0	0
309	進行性ミオクローヌスてんかん	0	0	0	0	0
310	先天異常症候群	0	0	0	0	0
311	先天性三尖弁狭窄症	0	0	0	0	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0	0	0	0	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0	0	0	0	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0	0	0	0	0
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B 関連腎症	0	0	0	0	0
316	カルニチン回路異常症	0	0	0	0	0
317	三頭酵素欠損症	0	0	0	0	0
318	シトリン欠損症	0	0	0	0	0
319	セピアプテリン還元酵素（ＳＲ）欠損症	0	0	0	0	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0	0	0	0	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0	0	0	0	0
322	β―ケトチオラーゼ欠損症	0	0	0	0	0
323	芳香族Ｌ－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0	0	0	0	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0	0	0	0	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0	0	0	0	0
326	大理石骨病	0	0	0	0	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	0	0	0	0	0
328	前眼部形成異常	0	0	0	0	0
329	無虹彩症	0	0	0	0	0
330	先天性気管狭窄症	0	0	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	4	4	4	4
332	膠様滴状角膜ジストロフィー		0	0	0	0
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群		0	0	0	0
334	脳クレアチン欠乏症候群				0	0
335	ネフロン癆				0	0
336	家族性低βリポタンパク血症１（ホモ接合体）				0	0
337	ホモシスチン尿症				0	0

338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症				0	0
	計	2,058	2,207	2,397	2,385	2,428
05	スモン	0	1	2	0	0
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
32	重症急性膵炎	0	0	0	0	0
38	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	0	0	0	0	0
	計	0	1	2	0	0
995	溶血性貧血（県指定）	3	3	3	3	3
996	橋本病	0	1	1	0	0
997	特発性好酸球増多症候群（県指定）	2	2	2	2	1
998	脊髄空洞症（県指定）					
999	原発性骨髄線維症	2	11	12	13	10
	計	7	17	18	18	14
	合　　計	2,065	2,225	2,417	2,403	2,442

指定難病の 331 は平成３０年４月１日から追加
指定難病の 332～333 は令和元年７月１日から追加
指定難病の 334～338 は令和３年１１月１日から追加

３　小児慢性特定疾病医療費給付事業

（平成２７年度事業開始）

目　　的　　小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を市が助成する。

対　　象　　小児慢性特定疾病にかかり、国が定める疾病の状態の程度を満たしているもの
越谷市内に住所を有し、申請時点で１８歳未満のもの（更新においては２０歳未満）

対象疾患　　１６疾患群（７８８疾病）
０１　悪性新生物(白血病、悪性リンパ腫、神経芽腫　等）
０２　慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎　等）
０３　慢性呼吸器疾患（気管支喘息、気管狭窄　等）
０４　慢性心疾患（ファロー四徴症、単心室症　等）
０５　内分泌疾患（成長ホルモン分泌不全性低身長症　等）
０６　膠原病（膠原病疾患　等）
０７　糖尿病（１型糖尿病、２型糖尿病、その他の糖尿病）
０８　先天性代謝異常（アミノ酸代謝異常症、脂質代謝異常症　等）
０９　血液疾患（血友病、血小板減少性紫斑病　等）
１０　免疫疾患（後天性免疫不全症候群　等）
１１　神経・筋疾患（ウエスト症候群、結節性硬化症　等）
１２　慢性消化器疾患（胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症　等）
１３　染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（ダウン症候群　等）
１４　皮膚疾患（眼皮膚白皮症、レックリングハウゼン病　等）
１５　骨系統疾患（胸郭不全症候群、軟骨無形成症　等）
１６　脈管系疾患（青色ゴムまり様母斑症候群　巨大静脈奇形　等）

事業根拠　　児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 19 条の 2

補助金等　　小児慢性特定疾病医療費国庫負担金（基準額×1/2）
小児慢性特定疾病対策国庫補助金（事務費）（基準額×1/2）

小児慢性特定疾病医療給付受給者数　　（単位：人）

No.	対象疾患群	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
01	悪性新生物	41	44	45	44	54
02	慢性腎疾患	14	17	18	14	9
03	慢性呼吸器疾患	17	17	19	19	18
04	慢性心疾患	63	63	62	61	58
05	内分泌疾患	52	57	57	46	50
06	膠原病	10	9	8	9	9
07	糖尿病	14	18	20	19	13
08	先天性代謝異常	11	6	6	6	6
09	血液疾患	11	6	6	6	＊
10	免疫疾患	＊	＊	＊	＊	＊
11	神経・筋疾患	21	27	28	30	32
12	慢性消化器疾患	18	22	22	25	24
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	＊	10	12	9	10
14	皮膚疾患	＊	＊	＊	＊	＊
15	骨系統疾患		＊	＊	＊	＊
16	脈管系疾患		＊	＊	＊	＊
計		277	303	310	297	300

※複数疾患で疾患群が違う場合はそれぞれ計上。疾患群が同じ場合は 1 とする。＊印は 5 人以下。
（3/31 時点の受給者数）

４　難病患者支援事業

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、（１）は継続申請がなかったため減少、（２）～（４）は事業を中止したため0となった。
令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、（２）～（３）は事業を中止したため0となった。
※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業を実施(オンライン開催を含む)

(1)電話や面接、訪問等による個別支援
目　　的　　保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。
対　　象　　難病患者及びその家族
内　　容　　療養生活や介護方法等についての相談への対応、療養環境の整備、必要なサービスの調整、精神面でのフォロー等
事業根拠　　難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱
補助金等　　疾病予防対策事業費

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
公費負担申請･相談	2,842	2,892	875	3277	3143
訪問指導	76	85	33	34	45

(2)難病医療講演会
目　　的　　難病医療や福祉サービス等に関して学ぶ場を提供することにより、患者のＱＯＬの向上や家族の負担軽減等を図り、療養生活を支援する。
対　　象　　患者、家族、関係者
内　　容　　難病医療に関する講義や療養生活に関する情報提供等
事業根拠　　難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱
補助金等　　疾病予防対策事業費

実　　績

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施回数（回）	1	2	0	0	1
延べ参加者数（人）	69	136	0	0	184

(3)地域難病従事者研修会
目　　的　　難病患者の支援者が難病に関する医療や保健･福祉等に関する知識や技術を習得することにより資質の向上を図るとともに、関係者の地域連携を図る。
対　　象　　難病患者の支援に携わる事業所や関係機関の職員
内　　容　　難病に関する医療や保健･福祉等に関する研修、情報交換、事例検討等
事業根拠　　難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱
補助金等　　疾病予防対策事業費

実　　績

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施回数（回）	1	1	0	0	3
延べ参加者数（人）	94	58	0	0	140

(4)難病患者家族交流会

目　　的　　身近な場所で患者家族同士が集う場を設けることにより、患者同士の交流を深め、患者のＱＯＬの向上を図る。

対　　象　　患者、家族等

内　　容　　情報交換等

事業根拠　　難病の患者に対する医療等に関する法律、難病特別対策推進事業実施要綱

補助金等　　疾病予防対策事業費

実　　績

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
実施回数（回）	1	1	0	1	1
参加者数（人）	30	24	0	40	39

5　石綿健康被害救済制度の申請事務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく各種申請の独立行政法人環境再生保全機構への送付事務を受託し、石綿による健康被害者及びその遺族の救済にあたる。

目　　的　　石綿による健康被害者及びその遺族の救済のため
対　　象　　石綿による健康被害者及びその遺族
　日本国内において石綿を吸入することにより①中皮腫、②肺がん（平成18年3月27日）、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚（平成22年7月1日改正）を発症し、①現在療養しているもの者、②法律の施行日及び改正政令施行日以前にこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族、③法律の施行日及び改正政令施行日後に認定申請をしないでこれらの疾病に起因して死亡したものの遺族
内　　容　　認定及び救済給付の申請書及び請求書の受付業務等を独立行政法人環境再生保全機構
事業根拠　　石綿による健康被害の救済に関する法律　独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条の2
独立行政法人環境再生保全機構からから経由事務を受託
補助金等　　石綿健康被害救済給付業務委託

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申請受理件数	2	0	0	0	0

6　原爆被害者各種申請事務

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく各種申請等の埼玉県への進達事務

対　　象　　被爆者健康手帳の交付を受けた方及び被爆者二世健康手帳を取得できる方
内　　容　　医療機関の窓口で、保険診療における自己負担金を負担した方の、医療費の請求健康管理手当証書の再発行被爆者二世健康手帳
事業根拠　　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
補助金等　　なし

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
各種申請受理件数	92	30	20	9	12

7　光化学スモッグ健康被害の受理及び相談

目　　的　　光化学スモッグに係る「警報」「重大緊急報」に対し、健康被害の届出の受理、情報の処理、保健指導等を行うことにより市民の健康被害の低減を図る。
対　　象　　市民
内　　容　　健康被害の届出の受理、情報の処理、保健指導等、関係機関との連絡等
事業根拠　　大気汚染防止法第 23 条　越谷市大気汚染緊急時対策要綱
補助金等　　なし

実　　績　　（単位：件）

年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受理及び相談受理件数	0	0	0	0	0

８　特定不妊治療費助成事業

（１）特定不妊治療費助成事業

（平成２７年度事業開始）【令和３年１月より制度拡充】

目　　的　　不妊に悩む夫婦に対し、特定不妊治療(体外受精治療及び顕微授精治療)に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、特定不妊治療を受ける機会を増大し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図るとともに、不妊に関する相談を充実させることにより、不妊治療に対する総合支援体制の推進を図る。

令和３年１月１日以降に行われた治療について、助成対象者及び助成額の拡充が行われた。

対　　象　　以下の(1)から(4)のいずれにも該当する方が対象【令和３年１月１日治療終了分から】

(1)　夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。

(2)　治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦である、または事実婚関係にあること。

(3)　申請対象とする治療の「治療期間初日」に妻の年齢が４３歳未満であること。

(4)　特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【平成２７年度～令和２年１２月末までの基準は下記のとおり】

(1)　指定する医療機関において、特定不妊治療を受ける治療開始時から法律上の婚姻をしている夫婦であること。

(2)　夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。

(3)　夫婦の年合計所得額が 7,300,000 円未満であること。

(4)　特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【令和４年度は経過措置のみ】

令和 4 年 4 月 1 日より不妊治療の保険適用が開始されたことに伴い、令和 4 年度については経過措置として年度を跨ぐ治療 1 回分のみに対して助成を行った

対象となる治療および助成額

指定医療機関において実施した、法律上の夫婦間における「体外受精治療」又は「顕微授精治療」。(具体的には下図のＡないしＦのいずれかにあてはまるものとする。) 対象となる治療の費用に対して、 1 回の治療につき、治療内容により 30 万円または 10 万円を上限に助成する。(令和 3 年 1 月から 15 万→30 万、7 万 5 千→10 万に拡充)

平成 30 年度より、早期不妊治療費助成事業を開始し、初回の治療開始時における妻の年齢が 35 歳未満の場合は、10 万円を上限に上乗せ助成する。

また、特定不妊治療費助成を受けた後に出生をした場合（自然妊娠や自費による不妊治療で出生した場合も対象）または、妊娠 12 週以降に死産に至った場合は、助成回数をリセットし、リセット後の治療初日における妻の年齢により、40 歳未満は 6 回、40 歳以上 43 歳未満は 3 回の助成を受けることができる。

（具体的には下図のＡないしＦのいずれかにあてはまるものとする。）

別表　体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精（前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						妊娠の有無の確認＊1（胚移植のおおむね2週間後）	助成対象範囲
						新鮮胚移植			凍結胚移植				
	薬品投与（点鼻薬）（自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射）（自然周期で行う場合もあり）	採卵			胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与（自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A　新鮮胚移植を実施													助成対象
B　凍結胚移植を実施*2													助成対象
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													助成対象
D　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象
E　受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止													助成対象
F　採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													助成対象
G　卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H　採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

＊1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定に関わらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をした場合。
＊2 Bとは採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

事業根拠　少子化対策基本法（平成 15 年 7 月 30 日法律第 133 号）第 13 条第 2 項
母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（雇児発第 0823001 号平成 17 年 8 月 23 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
令和 2 年度厚生労働省第三次補正予算「不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について」（令和 3 年 1 月 28 日）

補助金等　母子保健衛生費国庫補助金（国　基準額×1/2）
（※令和 2 年度分まで）
2 人目以降特定不妊治療費助成事業補助金（県　基準額×10/10）
（※平成 29 年度から令和 2 年度まで）
埼玉県早期不妊検査・不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金（県　基準額×1/2）
（※平成 30 年度から事業開始）
子育て支援対策臨時特例交付金（国　基準額×1/2）
（※令和 2 年度（令和 3 年 1 月）から事業開始）

助成状況

	助成件数（件）
平成 30 年度	379
令和元年度	418
令和 2 年度	265
令和 2 年度(1 月以降分)	41
令和 3 年度	653
令和 4 年度	169

（２）男性不妊治療費助成事業

（平成２７年度事業開始）【令和３年１月より制度拡充】

目　　的　　不妊に悩む夫婦に対し、男性不妊治療に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増大し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。

対　　象　　以下の(1)から(3)のいずれにも該当する方が対象【令和３年１月１日治療終了分から】

(1)　夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2)　治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦である、または事実婚関係にあること。
(3)　申請対象とする治療の「治療期間初日」に妻の年齢が４３歳未満であること。
(4)　特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者であること。

【平成２７年度～令和２年１２月末までの基準は下記のとおり】
(1)　指定医療機関又は指定医療機関から紹介を受けた医療機関において、男性不妊治療を受ける治療開始時から法律上の婚姻をしている夫婦であること。
(2)　夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(3)　夫婦の年合計所得額が 7,300,000 円未満であること。

対象となる治療

特定不妊治療を行うために必要とされる精巣内精子生検採取法（TESE）や精巣上体内精子吸引採取法（MESA）、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術（保険適用外診療に限る）を、指定医療機関または指定医療機関から紹介を受けた医療機関で行った治療。

補助金等　　母子保健衛生費国庫補助金（基準額×1/2）（※令和 2 年度分まで）
子育て支援対策臨時特例交付金（国　基準額×1/2）
（※令和 2 年度（令和 3 年 1 月）から事業開始）

助成状況

	助成件数（件）
平成 30 年度	8
令和元年度	3
令和 2 年度	2
令和 2 年度（1 月以降分）	1
令和 3 年度	8
令和 4 年度	1

９　早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

（平成２９年度事業開始。不育症検査費助成は平成３０年度事業開始）
【令和３年１月より制度拡充】

目　　的　　不妊に悩む夫婦に対し、不妊検査及び不育症検査に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、もって少子化社会対策及び次世代育成支援の推進を図る。

対　　象　　以下の(1)から(3)のいずれにも該当する方が対象【令和３年１月１日検査終了分から】

(1)　夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2)　申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること、または事実婚関係にあること。
(3)　検査開始時の妻の年齢が４３歳未満の方。

【平成２７年度～令和２年１２月末までの基準は下記のとおり】
(1)　夫婦の一方又は双方が越谷市内に住民登録があること。
(2)　申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。
(3)　検査開始時の妻の年齢が 43 歳未満の方。

対象となる検査および助成額

指定医療機関又は指定医療機関と連携した医療機関において、不妊症及び不育症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査を夫婦が共に受けた場合。

補助金等　埼玉県早期不妊検査・治療費助成事業補助金（基準額×10/10）

助成状況

	不妊検査費	不育症検査費
	助成件数（件）	助成件数（件）
平成 30 年度	98	9
令和元年度	99	11
令和 2 年度	109	6
令和 3 年度	113	15
令和 4 年度	82	11

第６章　精神保健

こころの健康支援室は福祉部門との連携のため市役所内に設置されており、精神保健福祉相談、ひきこもり相談支援、自殺対策など精神保健全般を担っている。

こころの健康支援室には精神保健福祉士５名、保健師１名が勤務しており、全員が精神保健福祉法第４８条に定める精神保健福祉相談員を発令されている。また、期間任用職員の公認心理師及び事務がおり、計８名で対応している。

１　精神保健福祉相談事業

目　　的　　こころの健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。
対　　象　　市民
実施方法　　精神保健福祉士および保健師による面接、電話、訪問による相談・助言
内　　容　　睡眠障害、アルコール・薬物問題、ひきこもり等こころの健康に関する相談

精神保健福祉相談事業件数　　（ 単位： 人）

年度	老人	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	健康づくり	うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	合計
H30	106	58	87	47	20		57	104		5	3	4022	4509
R 1	380	121	240	38	29		255	389		2	14	4364	5832
R 2	288	72	200	38	11	10	198	79	576	14	27	4875	6388
R 3	265	105	254	34	3	11	221	72	487	19	29	3822	5322
R 4	372	51	257	16	10	8	191	979	394	49	54	3821	6202

※H30年度から「健康づくり」は未受診者のみを集計（治療中断者は「その他」で集計）、R2年度から「ゲーム」「うつ状態」項目が追加

【厚生労働省　地域保健・健康増進事業報告】

上記「その他」の内訳　　（ 単位： 件）

	統合失調症	躁状態	気分障害	人格障害	知的障害	児童虐待	受診援助	その他の依存	その他	合計
R　3	1482	113	72	503	431	10	163	16	1134	3924
R　4	1617	70	54	495	278	20	37	35	1218	3824

※重複あり。

精神保健福祉相談事業内訳の再集計　　【厚生労働省　地域保健・健康増進事業報告】

	うつ・うつ状態	発達障害	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	児童虐待	受診援助	災　害
Ｈ３０	194	86	110	146	1	1	331	0
Ｒ　1	458	434	158	399	15	4	142	0
Ｒ　2	576	384	190	343	35	6	85	0
Ｒ　3	487	290	212	276	18	10	163	0
Ｒ　4	394	187	228	141	10	20	37	0

相談件数合計の相談手段

	電話（年度初）	電話（再）	訪問（年度初）	訪問（再）	来所（年度初）	来所（再）	メール手紙	合計
Ｈ３０	644	2689	86	303	249	535	3	4509
Ｒ　１	736	3499	148	512	307	623	7	5832
Ｒ　２	778	4205	123	447	272	556	7	6388
Ｒ　３	705	3184	111	407	232	670	13	5322
Ｒ　４	920	3691	183	445	332	614	17	6202

※H30年度から「メール手紙」項目が追加

警察及び受診援助への対応

警察から処遇について相談があった場合、23条通報で診察・措置不要になった場合及び措置入院解除後について、本人及び家族の支援を行う。また、事前に相談があり必要と判断した場合は、警察と連携し入院の受診援助を行っている。

２　精神保健専門相談事業

目　　的　　通常の精神保健福祉相談では対応できない困難事例について、適切な医療や療養生活に繋げるよう専門家によるスーパーバイズを受け、担当者のスキルアップを図る。

対　　象　　精神保健福祉相談において受理したケースにかかる関係機関

実施方法　　精神科医師（偶数月）および公認心理師（奇数月）によるスーパービジョン

内　　容　　未受診事例等の相談、面接、訪問等

市保健所職員および関係各課の受理した相談の振り返り、疾病性の見立て、緊急介入の見立て等のスーパーバイズを受ける。

令和４年度専門相談事業件数

	開催回数	事例件数
医師による専門相談	６回	訪問３件、面接７件
公認心理師による専門相談	５回	検討事例９件

３　ひきこもり相談支援事業

目　　的　①誰にも相談できず孤立しがちな当事者および家族、市民等に対し、専門家による講演等を通じて正しい知識を普及する。
②同じ悩みを抱える家族等に集いの場を提供して、グループワークによる対処能力の向上を図るとともに、ひきこもり当事者に対しては居場所を提供して、社会と接点をもつ機会をもうけ、ひきこもりからの回復について取り組む。
③ひきこもりを含む精神保健福祉相談を担当する支援者に対して、専門家によるスーパーバイズを実施してスキルアップを図る。

対　　象　①市内在住でひきこもりの当事者に関わる家族、関心のある市民、支援者など

実施方法　当事者による体験談、クロストーク（当事者と専門家）による支援について考える。

内　　容　令和４年１２月８日　　参加者　１５人
「地域で見守り、支える、ひきこもり」
講師　当事者の方、ＮＰＯ法人　越谷らるご理事長

対　　象　②市内在住でひきこもり状態にある当事者及び家族

実施方法　当事者に居場所を提供し、家族同士の交流を深めるとともに保健所とのつながりを確保する。

内　　容

家族のつどい	第１回目	令和４年	７月２０日	参加者　５人
	第２回目	令和４年	９月２１日	参加者　４人
	第３回目	令和４年	１１月１６日	参加者　３人
	第４回目	令和５年	１月１８日	参加者　４人
	第５回目	令和５年	３月１５日	参加者　０人
当事者の居場所	第１回目	令和４年	４月１３日	参加者　７人
	第２回目	令和４年	５月１１日	参加者　４人
	第３回目	令和４年	６月　８日	参加者　３人
	第４回目	令和４年	７月１３日	参加者　３人
	第５回目	令和４年	８月１０日	参加者　２人
	第６回目	令和４年	９月１４日	参加者　２人
	第７回目	令和４年	１０月１２日	参加者　１人
	第８回目	令和４年	１１月　９日	参加者　４人
	第９回目	令和４年	１２月１４日	参加者　２人
	第１０回目	令和５年	１月１１日	参加者　４人
	第１１回目	令和５年	２月　８日	参加者　３人
	第１２回目	令和５年	３月　８日	参加者　３人

家族教室等の参加者で希望があった場合、地区担当者による個別面接を実施した。
なお、個別相談件数は相談事業欄参照

対　　象　　③ひきこもり相談支援を担当している支援者（庁内外関係機関・団体）
実施方法　　講義（精神保健専門相談事業の７月開催分を下記内容で実施）
内　　容　　ひきこもり支援者研修会　令和４年７月１９日　　参加者　２３人
講師　菊池臨床心理オフィス（公認心理師）

４　精神保健福祉法施行事務

目　　的　　精神保健福祉法に規定する法施行事務を確実に行い、精神障がい者の人権を守る。
内　　容　　法定書類のチェック
管内３精神科病院から提出される医療保護入院者入院届、同退院届、同定期病状報告書、措置入院者定期病状報告書が適正な内容であるかチェックし、春日部保健所を経由し埼玉県精神医療審査会へ提出する。

医療保護入院者入院届	９４０枚	医療保護入院者退院届	９４２枚
医療保護入院者 定期病状報告書	９０枚	措置入院者 定期病状報告書	１枚

５　精神保健普及啓発事業

目　　的　　こころの健康づくりや精神疾患（発達障害やアルコール問題等）に関する正しい知識の普及・啓発を行うことにより、市民がこころの健康に関心を持ち精神的健康を保てるようにするとともに、精神障がい者に対する誤解や偏見を減らし、精神障がい者の社会復帰・社会参加等への地域住民の関心と理解を深める。
対　　象　　市内在住で発達障害の当事者を抱える家族
アルコール問題の相談を希望する当事者、家族
実施方法　　家族教室や専門相談等の開催
内　　容　　１　大人の発達障がいの家族教室
「発達障害」についてその当事者を抱える家族に対する教室を行うことによって、障害についての正しい知識や情報、対応方法等について学び、家族の不安の軽減や孤独感の解消を図ることを目的とする。
①　令和４年１１月１０日　　講師　順天堂越谷病院　小日向　麻里子　医師
「発達障害について」
参加者　２４人
②　令和４年１１月１７日　　講師　あではで・埼玉　皆様
「発達障がいを正しく理解して、自分の最高の味方、応援者になる」
参加者　２２人

２　アルコール依存専門相談
アルコールに関する相談を希望する当事者や家族を対象に、断酒会の協力を得て

正しい知識の普及や治療の動機付けを行う。
令和４年１１月１４日
令和４年１１月２２日　　参加者　　４組

６　自殺対策推進事業

目　　的　　越谷市を「誰も自殺に追い込まれることのない市」とする。
対　　象　　主に越谷市に在住、在勤者
事業内容

令和４年度自殺対策推進事業実績

内　　容	開催時期	実　　績	備　　考
①「教育相談ゲートキーパー研修」（小・中学校教諭） ②「中堅教諭資質向上研修」（小・中学校中堅職員） ③ 大相模中学校ゲートキーパー研修（教員） ④ 市役所職員向けゲートキーパー研修（庁内管理職） ⑤ 埼玉県立大学ゲートキーパー研修（大学職員）	① ６月２１日 ② ６月２４日 ③ ８月２３日 ④ １０月１９日 ⑤ １１月１２日	受講者 ① ４４人 ② ４３人 ③ ３８人 ④ ５１人 ⑤ ５３人	補助金補助率 １/２
小・中学生を対象としたこころの健康に関する図画コンクール ・最優秀作１点、優秀作９点に対し、市長名の賞状を授与	９月作品回収 ９月２２日図画審査会を開催 ・市内小中学校の児童・生徒を対象に実施（小１～中３）	回収数 １３８点	補助金補助率 ２/３
自殺予防ポスター作製・配布 ・小・中学生を対象としたこころの健康に関する図画コンクールの最優秀作品でポスターを作製し、自治会掲示板等に配布、掲示依頼	３月の自殺対策強化月間に合わせ、市内関係機関へ配布	配布数 ２，０００枚	補助金補助率 １/２
駅頭キャンペーン 駅構内に市内小中学校、特別支援学校による「いのちを大切に」をテーマとした作品を蒲生・越谷・北越谷・大袋駅構内に展示 ① 自殺対策予防週間 ② 自殺対策強化月間	① ９月９日～３０日 ② ３月中（展示期間は各駅で異なる）	展示数 ①中学校１校、昨年度図画コンクール入賞作品１０点を展示 ②中学校１校、高等学校１校、特別支援学校１校の作品を展示	補助金補助率 １/２

内　　容	開催時期	実　　績	備　　考
街頭キャンペーン コロナ禍で中止していた啓発品の配布キャンペーンを再開	①　7月7日 ②　3月7日	①啓発品のポケットティッシュ約１，０００個 ②啓発品のマスク約５００枚	
メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」 ・市ホームページからアクセスできるセルフメンタルヘルスチェック	通年実施	アクセス件数 ３６，５７６件	補助金補助率 1/2
自殺未遂者相談支援事業 ・市内三次救急医療機関（獨協医科大学埼玉医療センター）からの要請に基づき、同意の取れた本人又はその親族等に対し面接実施	通年実施	支援件数 ２０件	補助金補助率 2/3
自死遺族相談 ・家族等を自死で亡くした遺族の相談を受け、自死遺族の会へつなぎ自責感や孤独感の軽減を図る	①　9月１６日 ②　3月　9日	相談件数 計２件	補助金補助率 1/2
自殺対策連絡協議会 ・学識経験者、保健医療・法務・学校教育・産業労働・福祉関係者、自殺対策活動民間団体、公募市民等計２５名からなる協議会において、自殺対策に関する協議を行う	１０月１８日	出席委員 ２０人	補助金補助率 1/2

補助金等　　地域自殺対策強化交付金交付要綱・埼玉県自殺対策強化事業費補助金要綱

・各事業に対する補助率は年度ごとに変更となる。

第７章　生活衛生事業

１　理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場の確認･許可、監視指導

目　　的　公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、環境衛生監視指導等を実施する。
内　　容　衛生的な生活環境を確保するために、各種営業許可･確認及び監視指導を行う。
事業根拠　理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

各業態の開設時や監視指導時に、法令基準、衛生管理要領等の遵守について確認及び指導することにより、衛生的な環境の確保を図った。

（令和４年度）

業　種	施設数	許可・確認件数	監視件数
理容業	245 件	4 件	17 件
美容業	609 件	29 件	68 件
クリーニング業	161 件	1 件	43 件
興行場	7 件	0 件	0 件
旅館業	31 件	1 件	8 件
公衆浴場業	21 件	0 件	12 件
合　計	1,074 件	35 件	148 件

２　特定建築物の届出、建築物事業登録・監視・指導等

目　　的　建築物の維持管理について環境衛生上の指導等を行い、建築物の維持管理のうち委託される事業については、適切に業務を行うよう登録基準に適合していること確認し、多数の者が利用する建築物衛生的な環境の確保を図る。
内　　容　特定建築物の届出については、従事者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、受理する。又、建築物事業登録申請については、各建築物事業の機器等の物的用件、従事者の資格等の人的要件が満たされていることを確認し、登録を行う。
事業根拠　建築物における衛生的環境の確保に関する法律

特定建築物　（令和４年度）

用途	施設数	うち公的施設（再掲）	届出数
興行場	1 件	1 件	0 件
百貨店	9 件	0 件	1 件
店舗	23 件	0 件	0 件
事務所	17 件	1 件	0 件
学校	9 件	8 件	0 件
旅館	0 件	0 件	0 件
その他	8 件	8 件	0 件
合　計	67 件	18 件	1 件

3　建築物事業登録

登録事業　（令和４年度）

業　種	施設数	登録数
建築物清掃業	3 件	1 件
建築物空気環境測定業	1 件	1 件
建築物空気調和用ダクト清掃業	0 件	0 件
建築物飲料水水質検査業	1 件	1 件
建築物飲料水貯水槽清掃業	14 件	2 件
建築物排水管清掃業	1 件	0 件
建築物ねずみ昆虫等防除業	0 件	0 件
建築物環境衛生総合管理業	1 件	0 件
合　計	21 件	5 件

4　遊泳用プール届出、監視･指導

目　　的　施設規準、維持管理基準及び水質基準により、プールの衛生の向上及び安全の確保を図る。
内　　容　開設届受理時、監視時に施設規準、維持管理基準及び水質基準に適合していることを確認し、適合していない場合には、指導等により改善させ利用者の衛生・安全を確保する。
事業根拠　越谷市プールの安全安心要綱

プール施設数　（令和４年度）

	通　年	季　節	合　計	監視数
公　営	2 件	1 件	3 件	4 件
民　営	9 件	0 件	9 件	0 件

5　水道施設数

専用水道の布設工事の設計について、施設基準に適合していることを確認した。

（令和４年度）

専用水道施設数	確認数
15 件	0 件

6　住居衛生に関する苦情相談件数

住居に係る苦情・相談を受け、その対策などを指導するとともに駆除処理業者などを紹介した。

（令和４年度）

No	種類	件数
1	シロアリ、アリ、ダニ	8
2	ネズミ	27
3	その他生物など	12
4	その他（VOC 等）	0
	合　計	47

注：VOC とは、ホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物のこと。

7　衛生害虫（蚊）の駆除

自治会等からの依頼に基づき、道路側溝等へ薬剤散布を行い、蚊の幼虫であるボウフラを駆除し、公衆衛生等の改善を図った。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
薬剤散布 小規模	107 件	115 件	97 件	124 件	98 件
薬剤散布 大規模	43 件 (51,700 ℓ)	40 件 (49,200 ℓ)	45 件 (52,750 ℓ)	47 件 (57,070 ℓ)	49 件 (54,670 ℓ)

8　スズメバチの巣の駆除

市民からの依頼に基づき、民有地に営巣したスズメバチの巣を業者委託により駆除した。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
スズメバチ の巣駆除	111 件	227 件	191 件	251 件	206 件

9　水害発生後の床下消毒

台風等の大雨による家屋の浸水被害発生後に、罹災家屋の床下にクレゾールを散布し、公衆衛生の確保を図った。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
床下消毒	0 件	328 件 (台風 19 号)	0 件	0 件	10 件

１０　化製場又は死亡獣畜取扱場の許可等

目　　的　地域の公衆衛生を保持し、快適な住環境の保全に務め、住みよいまちづくりを目指す。
内　　容　化製場又は死亡獣畜取扱場を設置する場合の許可、指導等を行う。
市長が指定した区域において、政令で定めた動物の種類及び県条例で定めた数の動物を飼養する場合の許可を行う。
事業根拠　化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行令、化製場等に関する法律施行規則、埼玉県化製場等に関する法律施行条例、越谷市化製場等に関する法律施行条例、越谷市化製場等に関する法律施行細則

（令和 4 年度）

施　設　名	施設数
化製場	7 件
死亡獣畜取扱場	0 件
化製場等に準用する施設	2 件
動物の飼養等の許可	犬 12 件（みなし許可 7 件)、豚 5 件

１１　墓地等の経営許可等

目　　的　地域の公衆衛生を保持し、快適な住環境の保全に務め、住みよいまちづくりを目指す。
内　　容　墓地及び納骨堂、火葬場について、経営の許可を行う。
事業根拠　墓地、埋葬等に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律施行規則、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例、越谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則、越谷市墓地等事前協議実施要綱

（令和４年度）

用　途		墓地等台帳件数	平成30年度許可件数	令和元年度許可件数	令和２年度許可件数	令和３年度許可件数	令和４年度許可件数
墓地	宗教法人	73件	0件	0件	0件	0件	0件
	共同墓地	99件	0件	0件	0件	0件	0件
	個人墓地	48件	0件	0件	0件	0件	0件
納骨堂		3件	0件	1件	0件	0件	0件
火葬場		1件	0件	0件	0件	0件	0件

１２　国民健康・栄養調査
（令和元年度まで市民健康課で実施）

目　　的　国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省が毎年実施する。
内　　容　①　栄養摂取状況調査（世帯状況、食事状況、食物摂取状況、１日の身体活動量〈歩数〉）
②　身体状況調査（身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、問診）
③　生活習慣調査（食生活、身体活動・運動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等）
事業根拠　健康増進法（平成14年法律第103号）第10条第３項
補助金等　国庫負担金10/10（健康増進法（平成14年法律第103号）第13条）

実施状況（平成30年度～令和４年度）

年　度	地区数	調査対象世帯数	調査実施世帯数	栄養摂取状況調査	歩数計調査	食物摂取状況調査	身体状況調査	血液検査	生活習慣調査	身体状況調査会場
単位	世帯	世帯	世帯	人	人	人	人	人	人	
平成30年度	1	4	0	0	0	0	0	0	0	―
令和元年度	1	15	8	14	13	14	14	3	14	下間久里自治会館
令和２年度	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
令和３年度	1	58	―	―	―	―	―	―	―	南荻島出津自治会館
令和４年度	1	17	5	14	6	14	14	2	10	赤山交流館

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
※令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため途中中止

１３　給食施設栄養管理指導
（令和元年度まで市民健康課で実施）

目　　的　給食施設における栄養管理に関する指導・助言を行い、喫食者の健康づくりのための食環境を整備する。
対　　象　市内給食施設
内　　容　⑴　個別指導（実地指導、来所相談、電話相談）

⑵　集団指導（講習会の開催、給食施設の事例共有）
⑶　栄養管理状況の確認（報告書による状況確認）

事業根拠　健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条
「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和 2 年 3 月 31 日 健健発 0331 第 2 号厚生労働省健康局健康課長通知）

実施状況（平成 30 年度～令和 4 年度）　（施設数）

年　度	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上	1 回 100 食未満又は 1 日 250 食未満	
平成 30 年度	37	8	33	78
令和元年度	43	8	35	86
令和 2 年度	66	14	43	123
令和 3 年度	74	17	72	163
令和 4 年度	176	39	104	319

※平成 30 年度内訳 ⑴　23 施設（うち実地指導 11 施設）・⑵ 55 施設/1 回
※令和元年度内訳　⑴　44 施設（うち実地指導 18 施設）・⑵ 42 施設/1 回
※令和 2 年度内訳　⑴　71 施設（うち実地指導 37 施設）・⑵ 52 施設/1 回
※令和 3 年度内訳　⑴　68 施設（うち実地指導 37 施設）・⑵ 95 施設/5 回（YouTube 視聴 449 回）
※令和 4 年度内訳　⑴ 100 施設（うち実地指導 89 施設）・⑵ 219 施設/7 回

栄養管理状況確認施設数（平成 30 年度～令和 4 年度）　（施設数）

年　度	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上	1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上	1 回 100 食未満又は 1 日 250 食未満	
平成 30 年度	60	11	71	142
令和元年度	64	11	74	149
令和 2 年度	66	12	89	167
令和 3 年度	68	12	97	177
令和 4 年度	67	14	100	181

１４　食品表示（保健事項）に関する相談・指導
（令和元年度まで市民健康課で実施）

目　　的　食品表示の適正化を図り、消費者が適切な情報のもとで食品を選択できるようにする。
対　　象　市内事業者および市民
内　　容　⑴　確認検査（市内で販売される食品の確認）※令和 2 年度より
⑵　個別指導（事業者からの相談、監視指導や確認検査で生じた指導、措置等）
⑶　集団指導（講習会の開催）※令和元年までは市民への講習を含む。

事業根拠　食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）
健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条第 1 項

実施状況（平成 30 年度～令和 4 年度）

年度	確認検査（品数）	個別指導（指導数）		集団指導（参加施設数）
		指導	措置	
平成 30 年度	―	8	0	41
令和元年度	―	15	0	59
令和 2 年度	41	40	0	21
令和 3 年度	81	48	0	9
令和 4 年度	104	46	0	42

※令和 3 年度　集団指導 YouTube 視聴回数 912 回
※令和 4 年度　集団指導 YouTube 視聴回数 262 回

第８章　医薬品等対策事業

目　　的　　公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、薬局等監視指導等を実施する。
内　　容　　医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等の医薬品販売業、医療機器販売業等の監視指導を実施する。
また、毒物劇物等による危害又は事故を未然に防止するため、毒物劇物営業所等に立入検査を実施し、毒物劇物等の適正な取扱い、保管管理の徹底を図る。
その他、埼玉県と連携した薬物乱用防止の啓発活動や、家庭用品に係る買上検査、温泉等の利用許可及び立入検査、献血推進等を実施する。
事業根拠　　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、温泉法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

１　薬局等許可・登録、監視指導

薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業等の許可・登録及び監視指導を行った。

薬局等の監視指導に当たっては、対象施設の構造設備、品質管理の状況、管理者等の実地管理の状況を調査指導し、その適正化を図った。

（令和４年度）

業態	施設数	許可（届出）件数		監視数
		新規	更新	
薬局	163	13	23	77
店舗販売業	68	3	11	25
卸売販売業	39	4	7	24
再生医療等製品販売業	3	0	1	2
高度管理医療機器等販売業・貸与業	183	16	22	93
管理医療機器販売業・貸与業	420	22		126
薬局製剤製造販売業	10	1	1	3

２　毒物劇物営業者等の登録、届出、監視・指導等

毒物劇物に起因する保健衛生上の危害発生の未然防止を図るため、毒物劇物販売業者等に対する監視指導を行い、毒物劇物の危害防止に関する自主管理体制の確立を図った。

（令和４年度）

業態	施設数	登録（届出）件数		監視数
		新規	更新	
毒物劇物販売業	84	6	16	34
毒物劇物業務上取扱者	6	0		0

3　薬物乱用防止推進事業

埼玉県春日部保健所管内薬物乱用防止指導員協議会（担当区域：春日部市、越谷市、松伏町）に協力し、イベント会場での啓発活動や街頭キャンペーンを実施するなど、薬物乱用防止の推進に努めた。

（令和４年度）

時期	内容	場所
R4.6.8	薬物乱用防止指導員協議会総会	春日部地方庁舎
R4.7.12	啓発キャンペーン	越谷市民球場
R4.11.14	薬物乱用防止指導員協議会研修会	越谷市中央市民会館
R4.5.10～R4.12.31	薬物乱用防止啓発ポスターコンクールの後援	
通年	ポスター掲示、リーフレット配布、市ホームページ等による注意喚起・啓発	
通年	ポスター掲示、リーフレット配布、市ホームページ等による注意喚起・啓発	

4　無承認無許可医薬品対策（無承認無許可医薬品試買検査）

不良品・不正表示及び虚偽誇大広告等の防止を図るため、薬事監視指導の一環として、流通する健康食品等（痩身用・強壮用）を買い上げ、医薬品成分の含有及び医薬品医療機器等法に係る不正表示の有無について検査を実施した。

（令和４年度）

種類	検体数	医薬品成分検査		不正表示検体数
		検査項目	検出検体数	
痩身用健康食品	5	30項目	0	0
強壮用健康食品	5	30項目	0	0

5　家庭用品安全対策（家庭用品試買検査）

皮膚障害等健康被害を防止するため、流通する家庭用品（肌着などの繊維製品や住宅用洗浄剤等）を買い上げ、有害物質の含有について検査を実施した。

（令和４年度）

対象品目	検体数	検査項目	不適検体数
繊維製品	18	ホルムアルデヒド	0

6　温泉利用の許可、監視・指導

温泉資源を保護し、利用の適正化を図るため、温泉の利用許可、承認、掲示事項の確認及び立入検査を行った。

（令和４年度）

施設数（うち､許可数※）	新規許可件数	監視数
4（8）	0	4

※　利用源泉数や浴槽数により、1施設に対して複数の許可が必要となる場合がある。

７　献血事業

（令和２年４月１日より保健総務課から生活衛生課へ事務移管）

献血者の確保を図るため、埼玉県赤十字血液センターの移動採血車により、市役所、各企業、学校等において献血者の協力依頼や啓発を行った。

実施状況

年度	目標（人）	献血者数（人）					事業費（円）	補助金（円）	処遇品配付（箇所）
		受付	200mL	400mL	成分	献血実績			
令和元年度	1,843	1,564	354	878	0	1,232	72,278	64,000	３
令和２年度	1,615	1,264	223	779	0	1,002	75,572	64,000	３
令和３年度	1,699	1,400	249	850	0	1,099	77,778	64,000	２
令和４年度	1,699	1,494	235	936	0	1,171	86,558	64,000	３２

第９章　動物管理指導事業

目　　的　公衆衛生水準の確保と市民の健康を守るため、狂犬病の予防等に努めるとともに、動物の愛護及び適正な飼養等を推進する。

内　　容　動物の虐待及び遺棄の防止や動物の適正飼養を推進するため、負傷した犬・猫の収容、飼い主への啓発・指導、動物取扱業の登録、監視・指導を行うとともに、狂犬病の発生を予防するため、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付、野犬の捕獲・収容等を行う。

事業根拠　狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則、越谷市狂犬病予防法施行細則、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律施行令、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則、越谷市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則、越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

１　狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき飼い犬の登録を推進するとともに、集合注射の実施、鑑札及び注射済票交付事務の市内動物病院への委託※1等により予防注射接種率の向上を図った。

※1　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づく収納事務の委託

項目／年度	新規登録頭数	年度末登録頭数	狂犬病予防注射済票交付数			予防注射接種率(%)
			個別	集合注射	計	
平成 30 年度	1,274	17,252	10,778	2,333	13,111	76.00
令和元年度	1,171	17,203	10,716	2,158	12,874	74.84
令和 2 年度	1,296	17,127	12,760	－※2	12,760	74.50
令和 3 年度	1,364	16,701	11,516	1,531	13,047	78.12
令和 4 年度	1,135	16,553	11,305	1,661	12,966	78.33

※2　令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合注射は中止した。

２　動物の適正飼養の普及・啓発

動物の愛護及び管理に関する法律及び県条例など関係法令に基づき、犬猫など愛護動物の適正な飼養管理の推進を図った。

（１）犬に関する苦情相談件数

項目／年度	捕　獲	引取り	放し飼い	農作物被　害	咬傷関係	糞尿関係	鳴き声関　係	その他	計
平成 30 年度	75	26	13	0	12	30	28	190	374
令和元年度	57	21	15	0	15	17	18	142	285
令和 2 年度	35	13	10	1	17	23	18	198	315
令和 3 年度	30	13	9	0	11	12	21	82	178
令和 4 年度	13	24	12	1	20	19	15	76	180

（２）猫に関する苦情相談件数

項目／年度	飼養管理	繋殖抑制	捕獲依頼	引取り	糞尿関係	鳴き声関　係	悪臭関係	その他	計
平成 30 年度	4	16	78	23	27	3	2	281	434
令和元年度	15	19	51	13	41	4	1	220	364
令和 2 年度	8	33	70	17	45	7	1	241	422
令和 3 年度	11	34	46	11	18	4	0	74	198
令和 4 年度	5	23	48	16	33	2	0	78	205

（３）犬の収容等件数（頭）

項目 年度	収容			処分内訳					
	捕獲	引取り	計	返還	取下げ	譲渡	死亡	殺処分	計
平成 30 年度	49	5	54	36	0	15	2	0	53
令和元年度	32	3	35	24	0	11	1	0	36
令和 2 年度	18	2	20	16	0	5	0	0	21
令和 3 年度	19	0	19	11	0	6	0	0	17
令和 4 年度	11	89	100	9	0	93	0	0	102

※翌年度への繰越しがあるため、収容数と処分数は合致しない。

（４）猫の収容等件数（頭）

項目 年度	収容			処分内訳				
	所有者不明	引取り	計	返還	譲渡	死亡	殺処分	計
平成 30 年度	61	14	75	0	60	13	0	73
令和元年度	73	11	84	7	59	17	0	83
令和 2 年度	67	20	87	2	77	13	0	92
令和 3 年度	39	2	41	1	34	7	0	42
令和 4 年度	58	10	68	2	49	11	0	62

※翌年度への繰越しがあるため、収容数と処分数は合致しない。

（５）動物の適正飼養に係る事業

毎年、「動物の愛護及び管理に関する法律」第４条に規定される動物愛護週間に合わせて、動物の愛護と適正な飼養に関する下記普及啓発事業を行っている。なお、令和４年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部イベントを実施しなかった。

ア　犬のしつけ教室

犬の適正飼養の普及啓発のため、越谷市獣医師会等と連携し、犬のしつけ教室を実施した。

講師：外部訓練士

内容：愛犬同伴による実践形式のしつけ教室

R4実績：（開催日）令和4年11月6日（日）（参加者数）13名、9頭

イ　動物愛護フェスティバル

例年愛護団体等と連携し、動物管理センターにおいて犬猫の譲渡会のほか、犬猫の適正飼養、マイクロチップの装着及び大規模災害時の対策等に係る啓発等を実施していたが、令和４年度は実施しなかった。

３　動物取扱業の登録、特定動物の飼養保管許可状況

第一種動物取扱業及び特定動物の飼養保管許可施設の立入調査を実施し、飼養施設の適正な管理ならびに動物の取扱いの適正化を図った。

（１）第一種動物取扱業の登録等件数

項目 年度	施設数	登録業種内訳							登録数	立入調査数
		販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	競り幹旋	譲受飼養		
平成 30 年度	113	54	68	5	9	4	0	0	140	35
令和元年度	122	57	75	6	8	5	0	0	151	13
令和 2 年度	132	64	81	9	9	5	0	1	169	17
令和 3 年度	132	60	79	9	10	7	0	1	166	153
令和 4 年度	134	62	79	9	10	6	0	1	167	42

（２）特定動物の飼養保管許可件数

項目 年度	施設数	動物種			立入調査数
		ワニガメ	ボア コンストリクター	インド ニシキヘビ	
平成 30 年度	2	0	2	1	2
令和元年度	2	0	2	1	0
令和 2 年度	1	0	0	1	1
令和 3 年度	1	0	0	1	0
令和 4 年度	1	0	0	1	0

４　飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の交付

市内に生息する飼い主のいない猫に対して、不妊・去勢手術を行うことを奨励し、過剰な繁殖による猫の増加を抑え、猫による被害の軽減と殺処分の削減を図り、人と動物が共生する社会を実現する。

（１）　**令和 4 年度予算額　1,200 千円**

（２）　**補助金の額**

不妊手術費用（メス）：1匹につき6,000円を上限とする額

去勢手術費用（オス）：1匹につき4,000円を上限とする額

（３）　**対象となる猫**

市内に生息している猫

市が指定する動物病院で手術を受けた猫

片方の耳端にＶ字のカットを施した猫

（４）　**交付対象者**

市内居住者、市内で活動するもの

【補助金交付実績】平成 28 年度から交付開始

年度	申請数	交付数			取下げ数	交付率
		メス	オス	計		
平成 30 年度	251	111	101	212	39	97.5%
令和元年度	280	114	112	226	54	99.8%
令和 2 年度	266	116	105	221	45	99.9%
令和 3 年度	108※	119	97	216	15	98.2%
令和 4 年度	92	86	87	173	24	65.4%

※令和 3 年度から同時に複数頭の申請が可能になったため、申請数は減少している。

第１０章　食品衛生事業

目　　的　　食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康の保護を図る。

内　　容　　食品衛生法に基づき、営業を営もうとする食品等事業者は、市長の許可を受けるか、市長へ届出を行わなければならない。食品の衛生的安全性の確保のため、食品等事業者に対し、必要な指導を行う。

事業根拠　　食品衛生法、食品衛生法施行規則、食品衛生法施行条例

１　食品営業許可

（1）　食品衛生法に基づく許可施設数（業種数）

ア　旧法に基づく許可施設数

（令和４年度）

営業の種類	施設数	許可数			廃業
		新規	更新	計	
飲食店営業	1,439	0	0	0	263
菓子製造業	178	0	0	0	18
魚介類販売業	38	0	0	0	16
食品の冷凍又は冷蔵業	7	0	0	0	1
喫茶店営業	51	0	0	0	13
あん類製造業	1	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	3	0	0	0	0
食肉処理業	13	0	0	0	1
食肉販売業	39	0	0	0	13
食肉製品製造業	1	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	0	0	0	0
みそ製造業	1	0	0	0	0
豆腐製造業	4	0	0	0	1
めん類製造業	6	0	0	0	1
そうざい製造業	14	0	0	0	1
添加物製造業	2	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	1
氷雪製造業	1	0	0	0	0
計	1,801	0	0	0	329

イ　改正法に基づく許可施設数

（令和４年度）

営業の種類	施設数	新規許可数	廃業
飲食店営業	1,083	556	61
調理の機能を有する自動販売機	9	5	0
食肉販売業	35	16	1
魚介類販売業	33	16	1
食肉処理業	9	7	0
菓子製造業	106	56	6
アイスクリーム類製造業	1	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0
食肉製品製造業	1	1	0
水産製品製造業	2	2	0
酒類製造業	1	0	0
豆腐製造業	4	1	0
麺類製造業	4	2	0
そうざい製造業	20	15	2
冷凍食品製造業	2	1	0
漬物製造業	8	3	0
密封包装食品製造業	1	0	0
食品の小分け業	4	2	0
計	1,324	683	71

（2）改正法に基づく営業届出施設数

（令和４年度）

営業の種類	営業施設数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	23
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	49
乳類販売業	194
氷雪販売業	1
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	208
弁当販売業	8
野菜果物販売業	35
米穀類販売業	7
通信販売・訪問販売による販売業	3
コンビニエンスストア	136
百貨店、総合スーパー	75
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	98
その他の食料・飲料販売業	415
いわゆる健康食品の製造・加工業	1
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	10
農産保存食料品製造・加工業	11
調味料製造・加工業	6
精穀・製粉業	2
製茶業	1
卵選別包装業	1
その他の食料品製造・加工業	11
行商	7
集団給食施設	180
器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	17
その他	3
計	1,502

２　食品関係営業者等への衛生教育

食品営業者や市民等に対し、食中毒予防のための講習会や動画配信等を通じて、正しい食品衛生知識の普及啓発に努めた。

（１）令和４年度の衛生講習会実施数　　２回
　　令和４年度の衛生講習会参加者数　118 人

（２）YouTube を利用した食品衛生に関する動画配信
ア　ＳＴＡＲＴ　ＵＰ　ＨＡＣＣＰ
　　～小規模事業者（飲食店営業）向け～　　視聴回数　60 回
イ　新型コロナウイルス対策について
　　－施設の消毒方法と清掃職員等の感染予防－　視聴回数　357 回
ウ　食中毒予防について　　視聴回数　59 回
エ　ノロウイルス対策について　　視聴回数　95 回
オ　カンピロバクター食中毒について　　視聴回数　135 回

３　食中毒事件の発生状況

令和４年度の食中毒発生件数：0 件

4　食品に係る苦情・相談件数

消費者及び営業者からの食品に係る苦情・相談に対して、食品製造施設等の調査を行った。

（令和４年度）

申出の内容（項目）	申出件数	
	市内	市外
表示関連	21	0
規格基準	0	0
異物混入	13	1
カビ発生	0	0
有症苦情	31	9
虫の混入	1	0
その他	22	2
計	88	12

5　食品収去等検査

市内で製造・販売される食品等について法等に基づき検査を実施した。

（令和4年度）

検査項目	対象食品等	検体数	項目数
微生物（一般細菌数、大腸菌群、食中毒菌等）	生鮮食品（魚介類）、清涼飲料水	27	44
残留農薬	野菜、果実及びその加工品等	27	8,794
食品添加物（指定外添加物を含む）	魚介類加工品、輸入菓子、清涼飲料水等	40	236
動物用医薬品	食肉、魚介類等	22	971
アレルギー物質	給食施設	62	101
合　　計		178	10,146

６　食品営業施設等の立入検査

(1)食品衛生法に基づく許可施設の監視･立入検査数

ア　旧法に基づく許可施設の監視・立入検査数

（令和４年度）

営業の種類	監視件数
飲食店営業	420
菓子製造業	59
魚介類販売業	42
食品の冷凍又は冷蔵業	0
喫茶店営業	12
あん類製造業	0
アイスクリーム類製造業	2
食肉処理業	0
食肉販売業	35
食肉製品製造業	0
食用油脂製造業	0
みそ製造業	2
豆腐製造業	5
めん類製造業	1
そうざい製造業	5
添加物製造業（法第１３条第１項の規定により規格が定められたものに限る。）	0
清涼飲料水製造業	0
氷雪製造業	0
計	583

イ　改正法に基づく許可施設の監視・立入件数

（令和４年度）

営業の種類	監視件数
飲食店営業	422
調理の機能を有する自動販売機	0
食肉販売業	32
魚介類販売業	33
食肉処理業	5
菓子製造業	46
アイスクリーム類製造業	1
清涼飲料水製造業	0
食肉製品製造業	1
水産製品製造業	2
酒類製造業	0
豆腐製造業	3
麺類製造業	4
そうざい製造業	5
冷凍食品製造業	0
漬物製造業	10
密封包装食品製造業	0
食品の小分け業	1
計	565

ウ　改正法に基づく営業届出施設の監視・立入件数

（令和４年度）

営業の種類	監視件数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	0
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	4
乳類販売業	3
氷雪販売業	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	11
弁当販売業	5
野菜果物販売業	11
米穀類販売業	0
通信販売・訪問販売による販売業	0
コンビニエンスストア	17
百貨店、総合スーパー	58
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄･屋内設置)を除く)	0
その他の食料・飲料販売業	147
いわゆる健康食品の製造・加工業	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	1
農産保存食料品製造・加工業	2
調味料製造・加工業	2
精穀・製粉業	0
製茶業	0
卵選別包装業	1
その他の食料品製造・加工業	5
行商	0
集団給食施設	46
器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0
その他	0
計	313

７　越谷総合食品地方卸売市場の監視指導

監視指導件数　6回（令和4年度）

第１１章　食肉検査事業

１　と畜検査業務

目　　的　　食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、市民の健康の保護を図ることを目的とする。

内　　容　　市内と畜場（越谷食肉センター）において、と畜場法に基づきと畜検査及び獣畜の処理の適正の確保に関する監視指導を行う。

事業根拠　　と畜場法第2条（国、都道府県及び保健所を設置する市の責務）、同法第14条（獣畜のとさつ又は解体の検査）、同法第19条（と畜検査員）

（1）市内と畜場

（令和４年度）

と畜場番号	と畜場名	開設年	許可頭数（頭/日）	
			大動物	小動物
1	越谷食肉センター	昭和 44 年	80	1000

（2）検査頭数の推移

（畜種）	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
牛	3,405	3,191	2,736	2,702	2,816
豚	163,933	183,332	180,789	182,640	170,481
計	167,338	186,523	183,525	185,342	173,297

（3）と畜検査に係る精密検査

生体検査や解体後検査等の検査を行った獣畜のうち、必要と認められる場合においては解体された獣畜の一部を持ち出して精密検査を実施した。

年度	項目	微生物検査	病理学検査	理化学検査
平成 30 年度	頭数	34	33	3
	検体数	274	222	3
	項目数	585	405	23
令和元年度	頭数	51	40	1
	検体数	322	208	1
	項目数	814	380	11
令和２年度	頭数	61	11	1
	検体数	306	54	1
	項目数	809	220	11
令和３年度	頭数	47	11	0
	検体数	249	50	0
	項目数	632	171	0
令和４年度	頭数	24	8	1
	検体数	192	56	1
	項目数	462	154	11

（４）と畜場の衛生管理に係る検査

と畜場の衛生管理状況の確認のため、ふきとり検査又は切除法による検査（枝肉の表面を無菌的に切り取る検査法）を実施し、と畜場設置者に対して結果を踏まえた衛生指導を行った。

検体数

検査項目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大腸菌 0157 等	120	120	120	120	120
一般細菌数	270	270	140	130	120
大腸菌群数	270	270	30	－	－
腸内細菌科菌群数※1	－	－	110	130	120
GFAP※2	74	72	71	72	72

厚生労働省通知に基づき、令和2年6月から一般細菌の検査方法をふきとり検査から切除法に変更するとともに、検査対象を大腸菌群数から腸内細菌科菌群数に変更し、切除法により検査を行った。

（※1：　大腸菌の他、乳糖非分解の赤痢菌やサルモネラ菌等を含む。）

（※2：　GFAP:Glia Fibrillary Acidic Proteinの略。神経に含まれる蛋白質。）

（５）と畜場職員等への衛生教育

と畜場職員や関係業者に対して衛生管理に係る講習会を実施し、食肉衛生に関する知識の普及啓発に努める。また必要に応じて、食肉衛生に関する情報の提供を行った。

２　認定小規模食鳥処理場の監視指導業務

目　　的　　食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって市民の健康の保護を図ることを目的とする。

内　　容　　市内の認定小規模食鳥処理場において、施設の衛生管理に関する監視指導や業者が実施する食鳥肉等の確認に対する技術的な指導及び助言を行うことにより、施設の改善、食品の安全確認及び業者の自主管理を推進する。

事業根拠　　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第1条の2（国及び都道府県等の責務）、同法第16条（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）、同法第39条（食鳥検査等を実施する職員）

（１）市内認定小規模食鳥処理場

（令和 4 年度）

	処理場名	取り扱う食鳥の種類	生鳥取扱いの有無	備考
1	(有)鳥安	あひる	無	
2	(有)鳥敬本店	あひる	無	
3	総合食肉卸マルヒデフーズ	鶏	無	
4	宮内庁埼玉鴨場	あひる	有	
5	(株)鴨澤	あひる	無	
6	(株)鳥清	鶏	無	届出食肉販売業者
7	(有)浜野食鳥	鶏	有	

（２）認定小規模食鳥処理場等の指導件数

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定小規模食鳥処理場	生鳥取扱施設	12	11	7	7	4
	上記以外	30	28	9	15	15
届出食肉販売業施設（再掲）		5	5	2	3	3

３　発表等実績

（１）研修会名：全国食肉衛生検査所協議会病理部会　第 79 回病理研修会
開 催 月：令和4年7月～11月（書面開催）
発表内容：「豚の膣及び子宮頚部の腫瘤」
（２）研修会名：令和 4 年度埼玉県・さいたま市・川口市・越谷市食肉衛生技術研修会
開 催 月：令和5年1月～3月（書面開催）
発表内容：「関節炎型豚丹毒の保留検体における肉眼所見及び菌検出部位に関する考察」

第１２章　衛生検査事業

１　衛生検査事業

目　的　食の安心・安全及び感染症の拡大を防ぐ等、衛生検査を実施することにより住民の健康上の安全を確保する。

内　容　市が主体となり計画・実施する行政検査と、住民からの依頼により実施する依頼検査がある。当課で対応可能な検査項目は下記のとおりである。

検査項目一覧

種　類		主な検査項目
行政検査	食品衛生監視指導計画に基づく検査	・微生物 ：一般細菌、黄色ブドウ球菌、*E.coli*、大腸菌群、腸炎ビブリオ、サルモネラ属菌、クロストリジウム属菌 ・理化学 ：食品添加物、残留動物用医薬品、残留農薬等
	食中毒関連検査	・細菌 ：病原大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、カンピロバクター、ウェルシュ菌、セレウス菌、赤痢、コレラ等 ・ウイルス ：ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス、A型肝炎、E型肝炎等 ・寄生虫 ：アニサキス、クドア ・理化学 ：ソラニン、ヒスタミン等
	感染症検査	・三類感染症 ：腸管出血性大腸菌、コレラ、腸チフス、パラチフス、赤痢 ・レジオネラ症 ・感染性胃腸炎 ：ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス、アストロウイルス ・新型コロナウイルス感染症 ：変異株スクリーニング、ゲノム解析を含む ・麻しん、風しん
	結核検査	・IGRA検査 ・遺伝子検査（喀痰）
	健康食品の検査	・痩身成分 ・強壮成分
	家庭用品の検査	・ホルムアルデヒド等
	環境水等の水質検査	・レジオネラ属菌等
依頼検査	性感染症検査	・HIV、B型肝炎、C型肝炎、梅毒

事業根拠　食品衛生法第６条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 58 条
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条、第 17 条、第 18 条
公衆浴場法第６条
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第４条、第６条
後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針
肝炎対策の推進に関する基本的な指針
性感染症に関する特定感染症予防指針

2　令和４年度検査実施状況

（1）行政検査

1）食品衛生監視指導計画に基づく検査

ア　食品収去等検査（微生物）

27 検体延べ 44 項目の検査を行った。基準値を超える検体は無かった。

食品収去等検査数（微生物）

検査項目＼食品分類	生食用鮮魚介類	清涼飲料水	アイスクリーム・氷菓	魚肉練り製品	食肉製品	冷凍食品	計
検体数	4	4	4	5	5	5	27
項目数	4	4	8	5	13	10	44
細菌数			4			5	9
大腸菌群		4	4	5	2	5	20
E.coli					3		3
腸炎ビブリオ最確数	4						4
黄色ブドウ球菌					3		3
サルモネラ属菌					3		3
クロストリジウム属菌					2		2

イ　食品収去等検査（理化学）

94 検体延べ 10，306 項目の検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

食品収去等検査数（理化学）

検査項目＼食品分類	菓子類	魚介乾製品	乾燥果実	魚肉練り製品	清涼飲料水	そうざい類	食肉製品	鶏卵	魚介類および加工品	食肉	野菜・果実	計
検体数	9	5	5	5	8	4	5	2	5	23	23	94
項目数	63	25	28	30	1,292	22	30	82	112	1,122	7,510	10,316
保存料	27	15	15	15	12	12	15		9			120
甘味料	18	10	10	10	8	8	10		6			80
漂白剤			3			2						5
発色剤				5			5		3			13
ＴＢＨＱ	9											9
サイクラミン酸	9											9
動物用医薬品								82	94	1,122		1,298
残留農薬					1,272						7,510	8,782

2）食中毒関連検査

食中毒疑いにより健康被害が発生した発症者及び従業員の便を、計 38 検体検査した。陽性数は、カンピロバクター（*C.jejuni* 1 件、*C.coli* 1 件）計 2 件、黄色ブドウ球菌（seb 保有株）1 件、セレウス菌（下痢毒素保有株）1 件、病原大腸菌（astA 保有株 3 件、afaD 保有株 2 件、eae 保有株 1 件）計 6 件、ノロウイルス（ＧＩ 3 件、ＧⅡ 17 件）計 20 件であった。

食中毒関連検査数

検査項目	検体数	陽性数
便	38	25
赤痢	23	0
サルモネラ	23	0
腸炎ビブリオ	23	0
コレラ	23	0
カンピロバクター	23	2
黄色ブドウ球菌	23	1
ウェルシュ菌	23	0
セレウス菌	23	1
病原大腸菌	23	6
ノロウイルス	36	20
エロモナス	2	0
プレジオモナス	2	0
エルシニア	2	0

3） 感染症検査

腸管出血性大腸菌や感染性胃腸炎、新型コロナウイルス等を検査した。陽性数は腸管出血性大腸菌Ｏ１０３ ＶＴ１ 1 件、Ｏ１５７ ＶＴ１ 2 件、レジオネラ属菌（*L.pneumophila* SG1）1 件、ノロウイルス（ＧⅡ）2 件、サポウイルス 1 件、アデノウイルス 5 件、新型コロナウイルス 280 件であった。

また、令和 4 年 11 月から越谷市立病院より検体を譲り受け、市独自のサーベイランス体制を構築した。新型コロナウイルスのゲノム解析は、保健所検体 157 検体、市立病院検体 333 検体、計 490 検体実施した。

感染症検査数

検査項目	検体数	陽性数
腸管出血性大腸菌	35	3
レジオネラ属菌	1	1
ノロウイルス	7	2
サポウイルス	7	1
ロタウイルス	7	0
アデノウイルス	7	5
アストロウイルス	7	0
新型コロナウイルス	765	280
：ゲノム解析	490	－
麻しん	2	0
風しん	2	0

4） 結核検査

結核患者の家族及び同居者並びに患者の接触者を対象として、ＩＧＲＡ検査（インターフェロン－γ遊離試験）を 73 検体実施した。陽性数は 10 件であった。

結核検査数

検査項目	検体数	陽性数
ＩＧＲＡ検査	73	10

5） 健康食品の検査

痩身用健康食品及び強壮用健康食品計 10 検体において、含有の疑われる医薬品成分の検査を行った。痩身用健康食品は 21 項目、強壮用健康食品は 11 項目、計 30 項目（重複成分あり）を対象とした。医薬品成分を検出した検体はなかった。

健康食品の検査数

	検査項目	検体数	検出数
痩身成分	フェンフルラミン Ｎ－ニトロソフェンフルラミン シブトラミン デスメチルシブトラミン マジンドール オリスタット グリベンクラミド ピオグリダゾン フロセミド ビサコジル フェノールフタレイン フェントラミン* トルブタミド アセトヘキサミド スピロノラクトン ヨヒンビン* ヒドロクロロチアジド フルオキセチン プロプラノロール グリメピリド マグノフロリン	10	0
強壮成分	シルデナフィル タダラフィル バルデナフィル ホンデナフィル ヒドロキシホモシルデナフィル ホモシルデナフィル キサントアントラフィル チオキナピペリフィル イカリイン フェントラミン* ヨヒンビン*		

＊重複成分

6） 家庭用品の検査

出生後 24 月以内の乳幼児の衣料等繊維製品 14 検体及び繊維製品のうち出生後 24 月以内の乳幼児用のものを除いた 4 検体、計 18 検体のホルムアルデヒドの検査を行った。基準値を超える検体はなかった。

家庭用品の検査数

検査項目	検体数	不適数
ホルムアルデヒド	18	0

7） 環境水等の水質検査

レジオネラ症発生源の調査として施設内の浴槽水 5 検体の検査を実施し、検出された検体はなかった。

環境水等の水質検査数

検査項目	検体数	不適数
レジオネラ属菌	5	0

(2)　依頼検査

性感染症検査

通常検査（ＨＩＶ、Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎及び梅毒）の検査依頼は 98 名であり、陽性数はＨＩＶ1 件、Ｂ型肝炎 1 件、梅毒 5 件であった。即日検査（ＨＩＶ及び梅毒）の検査依頼は 14 名であり、陽性数は 0 件であった。

性感染症検査数（通常検査）

検査項目	検体数	陽性数
ＨＩＶ	96	1
Ｂ型肝炎	90	1
Ｃ型肝炎	91	0
梅毒	97	5

性感染症検査数（即日検査）

検査項目	検体数	陽性数
ＨＩＶ	12	0
梅毒	14	0

３　令和４年度精度管理実施状況

検査の信頼性を確保するため、食品収去検査においては、「越谷市食品衛生検査施設等における外部精度管理調査実施要領」及び「越谷市食品衛生検査施設等における精度管理実施要領」に従い、外部精度管理調査の参加及び内部精度管理を実施した。なお、内部精度管理は、検査の都度実施する精度管理（検査時）及び定期的に実施する精度管理（技能評価）を行った。

食品以外の各検査においても、外部精度管理調査の参加及び内部精度管理を実施した。

(1)外部精度管理

食品収去検査（理化学、微生物）、性感染症検査、感染症検査、環境水検査、結核検査に関して、延べ 10 件 12 項目を実施した（表 1）。

表 1　外部精度管理実施状況

検査区分	実施月	実施機関	検体	検査項目
性感染症検査	6 月	日本臨床衛生検査技師会	血清	HBs 抗原･HCV 抗体･TP 抗体
感染症検査	6 月	国立感染症研究所	RNA	新型コロナウイルス（遺伝子配列の解読･解析）
食品収去検査（微生物）	7 月	一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所	氷菓（ゼラチン基材）	一般細菌数
食品収去検査（理化学）	7 月	一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所	果実ペースト	ソルビン酸
食品収去検査（理化学）	8 月	一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所	とうもろこしペースト	残留農薬3種
食品収去検査（理化学）	9月	一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所	鶏肉ペースト	動物用医薬品（スルファジミジン）
食品収去検査（微生物）	10 月	一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所	マッシュポテト	黄色ブドウ球菌
感染症検査	11 月	国立感染症研究所	菌株	コレラ菌
感染症検査	11 月	国立感染症研究所	RNA	新型コロナウイルス（核酸検出検査）

食品収去検査（理化学）	11 月	一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所	果実ペースト	合成着色料
食品収去検査（微生物）	11 月	一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所	ハンバーグ	大腸菌群
環境水検査	11 月	令和 4 年度厚生労働科学研究補助金健康安全･危機管理対策総合研究事業	バイオボール	レジオネラ属菌
結核検査	1月	特定非営利活動法人結核感染診断研究会事務局	血清	IFN-γ

(2)内部精度管理

食品収去検査（理化学、微生物）に関して、延べ 3 件 3 項目の精度管理（技能評価）実施した（表 2）。いずれも評価は適であった。

表 2　内部精度管理実施状況

検査区分	実施月	実施機関	検体	検査項目
食品収去検査（理化学）	4 月	信頼性確保部門	とうもろこしペースト	クロルピリホス
食品収去検査（理化学）	7 月	信頼性確保部門	シロップ	ソルビン酸
食品収去検査（微生物）	3 月	信頼性確保部門	漬物	腸炎ビブリオ

4　調査研究等

学会発表

[1]丸山裕太，[1]田村彩，[2]大坂郁恵，[1]髙橋邦彦，[1]藤田和昭

[1]越谷市衛生試験所　[2]埼玉県衛生研究所：

微量のマグノフロリンが検出された「いわゆる健康食品」の検査について，令和 4 年度地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部第 35 回理化学研究部会総会・研究会・誌上発表（千葉市）（Ｗｅｂ開催），2023 年 2 月

微量のマグノフロリンが検出された「いわゆる健康食品」の検査について

○丸山裕太[1)] 田村彩[1)] 大坂郁恵[2)] 髙橋邦彦[1)] 藤田和昭[1)]
1)越谷市衛生試験所 2)埼玉県衛生研究所

【概要・目的】

当所では、市内に流通している「いわゆる健康食品」を対象に、強壮・痩身薬 35 成分の一斉分析で検査を行っている。今年度の検査において、複数のサンプルから当所の標準作業書で規定している定量下限値未満で微量のマグノフロリン(図1)が検出された。

マグノフロリンは通知[1)]により「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に収載されており、同リストに収載されているインヨウカクの成分としてイカリインとともに強壮効果を謳った健康食品から検出された事例が報告されている[2)-4)]。また、マグノフロリンは辛夷、厚朴、黄柏等の主に生薬として用いられる植物に含有しており、漢方エキス剤の処方として、辛夷を含む葛根湯加川芎辛夷エキスがある。このほか、食品衛生法で指定成分になっているブラックコホシュにも含有されている[5)]。

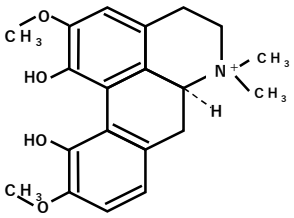

分子式：$C_{20}H_{24}NO_4^+$
分子量：342.41
モノアイソトピック質量：

図１ マグノフロリン構造式

今回、マグノフロリンの確認として、LC-MS/MS のほか、リニアイオントラップスキャンモードの1つであるMS/MS/MS や精密質量を測定することができる LC-QTOF/MS による検査を行ったので、その結果を報告する。

【方法】

1 試料

マグノフロリンが検出されたサンプルA～Cを試料として用いた。また、表1にサンプルの原材料表示のうち植物エキス等について示した。

表１ サンプルＡ～Ｃの植物エキス等の原材料表示

サンプル	剤形	主な植物エキス等の原材料
A	錠剤	サンザシエキス、アマチャヅルエキス、ケイシエキス、アロエベラエキス
B		アロエベラエキス、サンザシエキス末、アマチャヅルエキス末、ケイシエキス末、植物発酵乾燥粉末、カツアバ、カルケージャ、紫イベ、すぎな（カヴァリニャ）、シャベウ・デ・コウロ、バタ・デ・ヴァカ、バフィア、アニス、ベドラ・ウメ・カ、クローブ、ガジュツ、ウイキョウ
C	液体	オシャクジダケエキス、ムイラプアマエキス、ヒハツエキス

2 試薬および標準溶液の調整

(1)標準品：マグノフロリン標準品(富士フイルム和光純薬㈱製)

(2)その他の試薬：アセトニトリル(LC/MS 用)、メタノール(LC/MS 用)は関東化学㈱製、ギ酸アンモニウム(特級)、ギ酸(LC/MS 用)は富士フイルム和光純薬㈱製、水はメルク㈱製の超純水製造装置により精製した超純水を用いた。

(3)標準原液の調整

マグノフロリン標準品をメタノールで 1.0 mg/mL の濃度としたものを標準原液とした。

(4)検量線用標準溶液

標準溶液は、サンプルとマグノフロリン標準品のクロマトグラムの面積値を比較して得られた推定濃度に合わせてマグノフロリン標準原液を 1%ギ酸-アセトニトリル(1:4)混液で適宜希釈し、0.05～1 ng/m の範囲で5点調整した。

4 装置及び測定条件

(1)LC－MS／MSによる測定

表2に示した装置および測定条件で、マグノフロリン$[M]^+$(*m/z* 342)のプロダクトイオンスキャンによって得られたイオン強度の高いプロダクトイオンを測定イオンとして、3種の分析カラムを用いてそれぞれLC－MS／MSによる測定および定量を行った。

（2）MS／MS／MSによる測定

イオントラップ MS による MS/MS/MS の最適化を行って測定イオンを選択し、表2に示した装置および測定条件で測定を行った。

表２　LC－MS/MS 装置および測定条件

LC	
装置	Exsion LC（島津製作所）
分析カラム(3種)	ACQUITY UPLC BEH 2.1mm×100mm、1.7μm　(Waters) Xselect　HSS　T3 2.1mm×100mm、2.5μm　(Waters) Scherzo　SM-C18 2.0mm×150mm、3μm（インタクト）
移動相	A：0.05 %ギ酸0.5 mmol/Lギ酸アンモニウム溶液 B：0.05 %ギ酸アセトニトリル溶液
グラジエント条件	B液％：0分（10％）―16.5分（50％） ―18分（95％）―5分間保持―25分
流速	0.2 mL/min
注入量	1μL
カラム温度	40℃

MS/MS	
装置	QTRAP 5500+（ABsciex）
イオン化法	ESI（＋）
CUR	35 psi
CAD	9psi
IS	5,500V
TEM	500° C
GS1	40 psi
GS2	80 psi
測定イオン(*m/z*)	
MS/MS	342 ＞ 297
	342 ＞ 265
	342 ＞ 282
MS/MS/MS	342 ＞ 297 ＞ 265
	342 ＞ 265 ＞ 191

(3)LC－QTOF／MSによる測定

埼玉県衛生研究所において、表3に示した装置および測定条件で、LC-QTOF/MS による検査を行った。

表３　LC－QTOF/MS 装置および測定条件

LC	
装置	Nexera X2（島津製作所）
分析カラム	Acquity UPLC HSS C18 2.1mm×150mm、1.8μm　(Waters)
移動相	A：0.05 %ギ酸0.5 mmol/Lギ酸アンモニウム溶液 B：0.05 %ギ酸アセトニトリル溶液
グラジエント条件	B液％：0分（13％）―10分（50％）―10.75分（95％）―2.75分間保持―13.75（13％）―16分（13％）
流速	0.4 mL/min
注入量	2μL
カラム温度	50℃

QTOF/MS	
装置	TripleTOF 5600（ABsciex）
ＭＳ測定範囲	
プリカーサーイオン	*m/z*　70－1000
プロダクトイオン	*m/z*　50－1000
CE	35eV
CES	15eV

5　試験溶液の調製

(1)LC－MS／MS(／MS)測定用

サンプルA、Bについては、均一化し正確に約 1g量り採り、1%ギ酸-アセトニトリル(1:4)混液 10 mL を加え振とう混和した。サンプルCについては、約 1gを正確に量り採り、1%ギ酸-アセトニトリル(1:4)混液 9 mL を加え振とう混和した。それらを超音波下で抽出を 10 分間行い、3,500 rpm で 5 分間遠心し、上清を 1%ギ酸溶液-アセトニトリル(7:3)混液で 100 倍に希釈し、メンブランフィルター(0.45μm)によるろ過後に試験溶液とした。

(2)LC－QTOF／MS測定用

サンプルA、Bについては、1錠分を粉砕し、全量に水-メタノール(3:7)混液 10 mL を加え、10 分間激しく振とうし、超音波下で抽出を 30 分間行い、2,500 rpm で 5 分間遠心した。上清をメンブランフィルター(0.45μm)によりろ過を行い、試料原液とした。その後、2mL ガラスバイアルに水-メタノール(3:7)混液 900μL を量り採り、試料原液を 100μL 加えて、よく混和して試験溶液とした。サンプルCについては 2mL ガラスバイアルに水-メタノール(3:7)混液 980μL を量り採り、サンプルCを 20μL 加えて、よく混和して試験溶液とした。

【結果】

1 LC－MS／MSによる測定

全サンプルにおいて、すべての測定イオンを確認することができた。イオン比（イオン強度が最も高いプロダクトイオン *m/z* 297 のピーク面積値を１とし、その他のプロダクトイオンのピーク面積値の割合）がマグノフロリン標準溶液とサンプルとで同程度であった（図2）。

3種の分析カラムを用いて測定した結果、全ての分析カラムにおいて、サンプルとマグノフロリン標準溶液が同じ保持時間にピークを確認することができた。また、全てのカラムにおいて、イオン比がマグノフロリン標準溶液とサンプルで同程度であった。

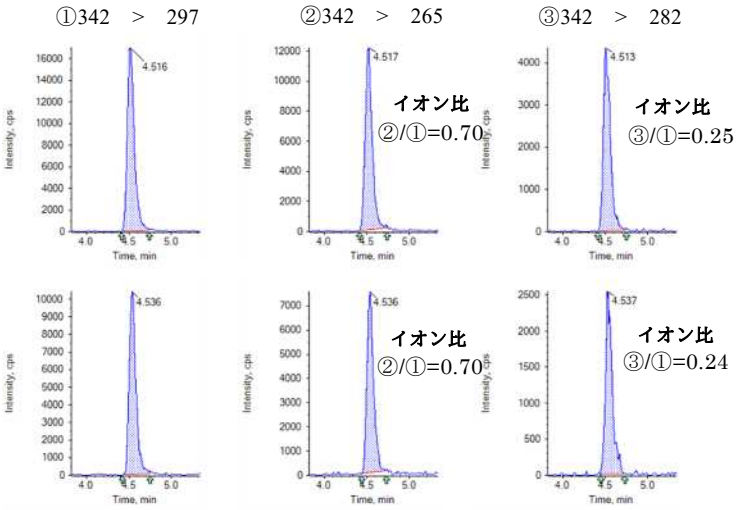

図２　マグノフロリン標準溶液（上段）とサンプルＡ（下段）のクロマトグラム（分析カラム：ACQUITY UPLC BEH）

また、測定イオンを *m/z* 342＞282 としてマグノフロリン標準溶液 0.05～1 ng/mL の範囲における絶対検量線法（R^2＝0.995）を用いて定量した結果、表4のとおりの含有量であった。

表４　サンプル中の定量結果（ｎ＝３、分析カラム：ACQUITY UPLC BEH）

サンプル	A	B	C
試験溶液の測定値（ng/mL）	0.64	0.74	0.82
1gあたりの含有量（μg）	0.64	0.73	0.81
1錠あたり※の含有量（μg）	0.22	0.26	－

※サンプルA、Bの1錠あたりの含有量はパッケージの表示（0.35g/錠）から算出

なお、通常 ESI 法（ポジティブモード）により生じたイオンは、プロトン付加体$[M+H]^+$であることが多いが、マグノフロリン（ $C_{20}H_{24}NO_4^+$ ）は、第4級アミンを有する構造であるため、プリカーサーイオンスキャンにおいて、$[M]^+$が観測された。

2 MS／MS／MS

MS/MS より選択性の高い MS/MS/MS で測定を行った結果、図3および図4に示したようにマグノフロリン標準溶液とサンプルにおいて、同じ保持時間にピークを確認することができた。また、イオン比がマグノフロリン標準溶液とサンプルで同程度であった。

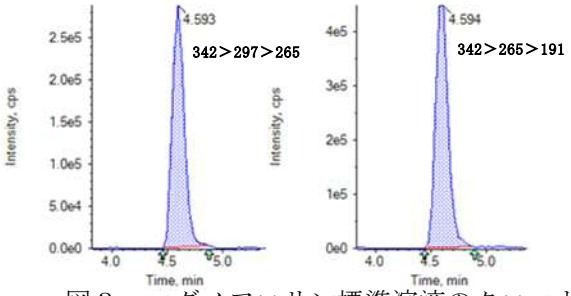

図３　マグノフロリン標準溶液のクロマトグラム（分析カラム：ACQUITY UPLC BEH）

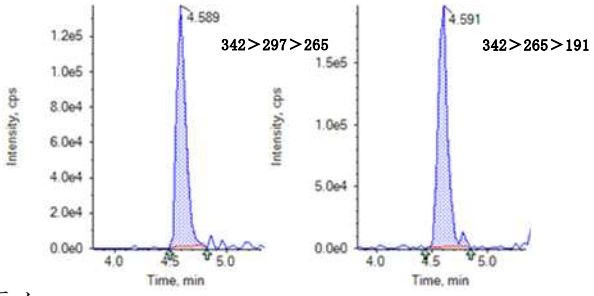

図４　サンプルＡのクロマトグラム（分析カラム：ACQUITY UPLC BEH）

3 LC－QTOF／MS

マグノフロリン標準溶液およびサンプルを測定して得られた$[M]^+$の精密質量は、それぞれ *m/z* 342.1695 及び *m/z* 342.1708 であり、理論値 *m/z* 342.1700 と一致した（図5）。

また、主要なフラグメントイオンである *m/z* 297.1119（ $C_{18}H_{17}O_4^+$：理論値 *m/z* 297.1121）、*m/z* 282.0883（ $C_{17}H_{14}O_4^+$：理論値 *m/z* 282.0887）、および *m/z* 265.0857（ $C_{17}H_{13}O_3^+$：理論値 *m/z* 265.0859）が測定されたが、これらはそれぞれ$[M]^+$（ $C_{20}H_{24}NO_4^+$ ）から C_2H_7N、$C_3H_{10}N$ および $C_3H_{11}NO$ が脱離したものと一致した。そこで、推定したフラグメンテーションの一例を図6に示した。

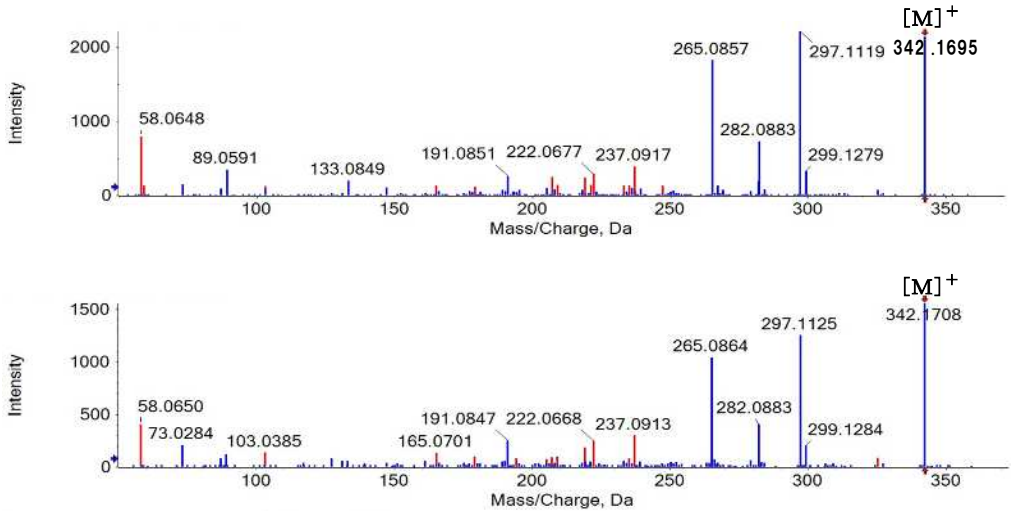

図５　マグノフロリン標準溶液（上）とサンプルＡ（下）のピークのプロダクトイオンマススペクトル

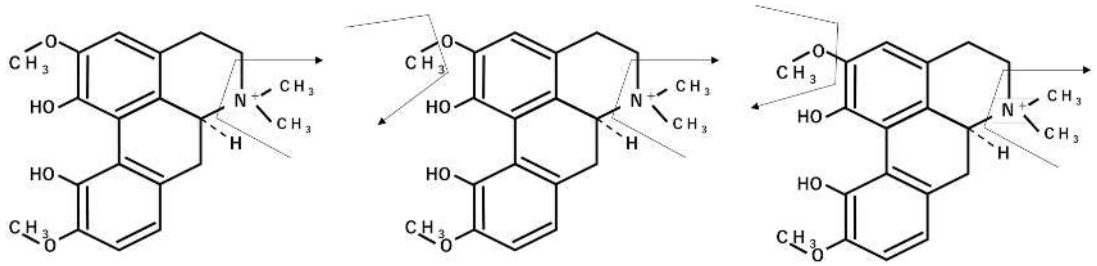

m/z 297（$C_{18}H_{17}O_4^+$）　*m/z* 282（$C_{17}H_{14}O_4^+$）　*m/z* 265（$C_{17}H_{13}O_3^+$）

図６　マグノフロリンのフラグメンテーション例（推定）

【考察･まとめ】

今回、「いわゆる健康食品」の検査で「専ら医薬品」であるマグノフロリンが複数のサンプルから微量に検出されたため、種々の方法で確認を行った。3種の測定イオン、3種の分析カラム、イオントラップ MS による MS/MS/MS で標準品と全てのサンプルが一致した。また、LC-QTOF/MS による精密質量測定でマグノフロリンおよびそのフラグメントイオンの質量が理論値と一致し、化学組成式においても推定されるフラグメンテーションに矛盾が認められなかった。

健康食品からマグノフロリンを検出した東京都の報道発表[3)]によると、1 錠あたり 220μg 程度のマグノフロリンが検出されており、マグノフロリンと同時にインヨウカクの成分であるイカリインの検出も報告されている。今回検出されたマグノフロリンの含有量は1錠あたりに換算すると 0.2μg と、極微量な値であった。

今回、マグノフロリンが検出された要因について特定には至らなかったが、マグノフロリンは専ら医薬品として取り扱う植物にも含有されているだけでなく、食品衛生法で指定成分にされているブラックコホシュ等の専ら医薬品としては取り扱わない植物にも含有されていることから、専ら医薬品を含む健康食品以外からもマグノフロリンが検出される可能性があるため、結果の取り扱いについては注意していきたい。

【参考文献】

1)厚生労働省･医薬生活衛生局監視指導･麻薬対策課長通知「食薬区分における成分本質（原材料）の取り扱いの例示の一部改正について」. 薬生監麻発 1024 第 2 号, 令和 4 年 10 月 24 日.

2）伊達英代，菅田和子，上田健太，石部敦子．健康食品に含まれるインヨウカクの検出．広島県立総合技術研究所保健環境センター研究報告, 27, 13-19(2019).

3）東京都　医薬品成分を含有する製品の発見について
https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/08/22/18.html

4）千葉県　医薬品成分を含有する健康食品の発見について
https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/press/2018/20190212iyakuhin.html

5）厚生労働省　指定成分等含有食品に係る制度の概要
https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000843609.pdf

過去の調査研究等

2021年度(令和3年度)

田村彩，大門拓実，丸山裕太，髙橋邦彦，藤田和昭：
二酸化硫黄の基準超過事例について，第 58 回全国衛生化学技術協議会・誌上発表（Ｗｅｂ開催），2021 年 11 月

2020 年度(令和2年度)

大門拓実，立岡秀，髙橋邦彦，濱田佳子:
三層分離抽出を利用した食肉および水産物中の動物用医薬品迅速一斉分析法の検討，食品衛生学雑誌，61,95-102(2020).

坂田恭平，清水加奈子，古井悠賀，田村彩，大門拓実，戸川洋子，濱田佳子:
越谷市保健所衛生検査課における新型コロナウイルス感染症の検査結果の考察，第 22 回埼玉県健康福祉発表会抄録・誌上発表(埼玉県)，2021 年 3 月.

2019 年度(令和元年度)

大門拓実，齋藤恭子，髙橋邦彦，濱田佳子:
LC-MS/MS を用いた食品中のサイクラミン酸迅速分析法の妥当性確認，食品衛生学雑誌，60(3)，68-72(2019).

千葉雄介[1,2]，坂田恭平[1]，古井悠賀[1]，田村彩[1]，濱田佳子[1]，髙橋邦彦[1] [1]越谷市衛生試験所 [2]埼玉県衛生研究所:Multiplex Loop-Mediated Isothermal Amplification 法による Campylobacter jejuni/coli の鑑別法の開発，日本食品微生物学会雑誌，36(1)，47-52(2019).

坂田恭平,古井悠賀,田村彩,大門拓実,戸川洋子,濱田佳子:
食品の大腸菌群検査における完全試験用乳糖ブイヨン発酵管の組成について，平成 31 年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県)，2019 年 6 月.

大門拓実，立岡秀，髙橋邦彦，濱田佳子:
三層分離抽出を利用した畜水産物中の動物用医薬品迅速一斉分析法の検討，日本食品衛生学会第 115 回学術講演抄録・ポスター発表(東京都)，2019 年 10 月.

田中萌子[1]，大門拓実[2]，竹内翔太[1]、村田勇[1]、井上裕[1]、金本郁男[1]
[1]城西大学薬学部　[2]越谷市保健所衛生検査課:
六君子湯含有成分とその代謝物の食欲および悪心嘔吐に対する作用と薬物動態学的特徴づけ，第 29 回日本医療薬学会年会抄録・ポスター発表(福岡県)，2019 年 11 月.

石井里枝[1]，山元 梨津子[1]，大坂 郁恵[1]，吉田 栄充[1]，井上 裕子[2]，大門 拓実[3]，髙橋 京子[4]，近藤 貴英[5]，笹本 剛生[6]　[1]埼玉県衛生研究所，[2]埼玉県春日部保健所，[3]越谷市衛生試験所，[4]横浜市衛生研究所，[5]さいたま市健康科学研究センター，[6]東京都健康安全研究センター:
電子天びんの内部校正及び不確かさ算出の検討，第 56 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポスター発表(広島県)，2019 年 11 月.

吉田 栄充[1]，山元 梨津子[1]，大坂 郁恵[1]，井上 裕子[2]，大門 拓実[3]，髙橋 京子[4]，近藤 貴英[5]，笹本 剛生[6]，石井里枝[1]　[1]埼玉県衛生研究所，[2]埼玉県春日部保健所，[3]越谷市衛生試験所，[4]横浜市衛生研究所，[5]さいたま市健康科学研究センター，[6]東京都健康安全研究センター:
ボトムアップ方式を用いた放射性セシウム検査における不確かさの推定，第 56 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポスター発表(広島県)，2019 年 11 月.

大坂 郁恵[1]，山元 梨津子[1]，井上 裕子[2]，吉田 栄充[1]，大門 拓実[3]，髙橋 京子[4]，近藤 貴英[5]，笹本 剛生[6]，石井里枝[1]　[1]埼玉県衛生研究所，[2]埼玉県春日部保健所，[3]越谷市衛生試験所，[4]横浜市衛生研究所，[5]さいたま市健康科学研究センター，[6]東京都健康安全研究センター:
トップダウン方式による不確かさ算出方法の検討，第 56 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポスター発表(広島県)，2019 年 11 月.

坂田恭平[1]，千葉雄介[2]，古井悠賀[1]，田村彩[1]，濱田佳子[1]，髙橋邦彦[1]
[1]越谷市衛生試験所　[2]埼玉県衛生研究所:
Multiplex LAMP 法を用いた *Campylobacter jejuni/coli* の鑑別方法の検討と食品検体への応用，第 40 回日本食品微生物学会学術総会講演要旨集(71)・口頭発表(埼玉県)，2019 年 11 月.

田村彩、坂田恭平、戸川洋子、濱田佳子:
大腸菌の O 抗原合成遺伝子検査法の導入の検討，第 21 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県)，2020 年 1 月.

大門拓実(研究協力者):
食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究, 令和元年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

2018 年度(平成 30 年度)
坂田恭平, 千葉雄介*, 古井悠賀 , 田村彩, 濱田佳子, 髙橋邦彦 *埼玉県衛生研究所: Multiplex LAMP 法を用いた Campylobacter jejuni/coli の鑑別方法の検討と食品検体への応用, 平成 30 年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県), 2018 年 6 月.

大門拓実, 古井悠賀, 齋藤恭子 , 長浜善行, 髙橋邦彦, 濱田佳子 *埼玉県衛生研究所: LC-MS/MS を用いた農産物中の残留農薬一斉分析法の妥当性評価, 第 55 回全国衛生化学技術協議会年会抄録・ポスター発表(神奈川県), 2018 年 11 月.

山田龍之介*, 大門拓実, 清水翔太*, 滕真由美*, 村田勇*, 井上裕*, 金本郁男* *城西大学薬学部:デュロキセチン坐剤の調製とバイオアベイラビリティの評価, 第 28 回日本医療薬学会年会抄録・ポスター発表(兵庫県), 2018 年 11 月.

古井悠賀, 田村彩, 坂田恭平, 大門拓実, 戸川洋子, 髙橋邦彦, 濱田佳子: 下痢原性大腸菌検査におけるマルチプレックスPCR法の導入について, 第 20 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2019 年 2 月.

坂田恭平, 古井悠賀, 田村彩, 大門拓実, 戸川洋子, 濱田佳子: 組成の異なる完全試験用乳糖ブイヨン発酵管の比較, 第 31 回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究会抄録・口頭発表(千葉県), 2019 年 2 月.

齋藤恭子, 坂田恭平, 大門拓実, 髙橋邦彦, 濱田佳子: LC-MS/MS による食品中のサイクラミン酸分析法の妥当性評価, 地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部第 31 回理化学研究部会抄録・口頭発表(静岡県), 2019 年 2 月.

大門拓実(研究協力者):食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究, 平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

2017 年度(平成 29 年度)
坂田恭平, 千葉雄介*, 古井悠賀, 田村彩, 髙橋邦彦 *埼玉県衛生研究所:Multiplex LAMP 法を用いた Campylobacter jejuni/coli の鑑別方法の検討,第 30 回地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部細菌研究会抄録・口頭発表(長野県), 2018 年 2 月.

長浜善行, 大門拓実, 齋藤恭子, 髙橋邦彦:越谷市におけるミネラルウォーター類の臭素酸等陰イオン物質の実態調査について,第 19 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2018 年 1 月.

田村彩, 坂田恭平, 古井悠賀, 髙橋邦彦:長時間加圧培地を用いた腸管出血性大腸菌の迅速H型別法の検証,第 19 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2018 年 1 月.

大門拓実, 齋藤恭子, 長浜善行, 髙橋邦彦:LC-MS/MS による農産物中の残留農薬一斉分析法の妥当性評価,平成 29 年度食品衛生監視員等研修会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 6 月.

大門拓実(研究協力者):食品衛生検査を実施する試験所における品質保証システムに関する研究, 平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金研究, 食品の安全確保推進研究事業.

坂田恭平(研究協力者):地方衛生研究所における病原体サーベイランスの評価と改善, 平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究, 新興・再興感染症及び予防接種他政策推進研究事業.

2016 年度(平成 28 年度)
本庄雅弘, 上口卓志, 坂田恭平, 千葉雄介, 髙橋邦彦, 木下正保:合鴨の食中毒起因菌保菌状況及び食鳥処理場の微生物汚染状況調査, 平成 28 年度 1 県 2 市食肉衛生技術研修会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 2 月.

長浜善行, 大門拓実, 髙橋邦彦:越谷市における FPD-GC による有機リン系農薬一斉分析法の妥当性評価について,第 18 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 1 月.

古井悠賀, 千葉雄介, 田村彩, 坂田恭平, 髙橋邦彦:収去検査における腸炎ビブリオ類似菌の検出事例について, 第 18 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表(埼玉県), 2017 年 1 月.

大門拓実，長浜善行，髙橋邦彦：LC-MS/MS を用いた農作物中の残留農薬一斉分析法の検討，第 18 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表（埼玉県），2017 年 1 月．
千葉雄介，古井悠賀，田村彩，坂田恭平，高橋邦彦：ベアード・パーカー寒天培地の製品間における性能差の検討，第 37 回日本食品微生物学会学術総会講演要旨集・ポスター発表（東京都），2016 年 9 月．

坂田恭平（研究協力者）：地方衛生研究所における病原体サーベイランスの評価と改善，平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究．

2015 年度（平成 27 年度）
坂田恭平，古井悠賀，大門拓実，齋藤恭子，千葉雄介，長浜善行，髙橋邦彦：越谷市保健所衛生検査課の立上げについて，第 17 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表（埼玉県），2016 年 2 月．

大門拓実，齋藤恭子，長浜善行，髙橋邦彦：LC-MS/MS を用いた動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価，第 17 回埼玉県健康福祉発表会抄録・口頭発表（埼玉県），2016 年 2 月．

5　所有整備・学会参加等

(1) 主要備品整備状況

主要備品（50 万円以上、リース含む）　　令和 5 年(2023 年)3 月 31 日現在

機器名	メーカー・規格	台数
リアルタイム PCR	ライフテクノロジーズジャパン　QuantStudio 5	2
DNA シーケンサー	アプライドバイオシステムズ　SeqStudio Genetic Analyzer	1
サーマルサイクラー	アプライドバイオシステムズ　ProFlex	1
サーマルサイクラー	アプライドバイオシステムズ　Verti	1
ゲル撮影装置	BIORAD　GelDoc　Goイメージング	1
位相差顕微鏡	オリンパス　BX-43	1
蛍光顕微鏡	オリンパス　BX-53	1
光学顕微鏡	オリンパス　BX-43	1
マイクロプレートリーダー	テカン　Sunrise	1
リアルタイム濁度測定装置	栄研化学　Loopamp	1
細菌検査用ホモジナイザー	エスエムテー　HF93	1
高圧蒸気滅菌器	平山製作所　HVN-50LB、HVN-85LB	5
安全キャビネット	エアテック　BHC-1007iiA2S	4
シリンダーキャビネット	大陽エンジニアリング　C.C.campus Model-2	1
ドラフトチャンバー	ダルトン　DFC14-KC18-A、DFC11-AA18-HAO	2
超低温槽	日本フリーザー　VT-208、CLN-52UWD2	2
冷凍冷蔵庫	日本フリーザー　NDFR-700EC	3
冷凍冷蔵庫	日本フリーザー　KGT-4010HC	1
冷凍冷蔵庫	パナソニックヘルスケア　MPR-215F-PJ	2
液体クロマトグラフ タンデム型質量分析計	エービーサイエックス　QTRAP triple Quad 5500+／ExionLC	1
ガスクロマトグラフ タンデム型質量分析計	アジレントテクノロジー　7010B／8890	1
高速液体クロマトグラフ	島津製作所　NEXERA X2	1
分光光度計	島津製作所　UV-2700	1
水蒸気蒸留装置	宮本理研工業　AFR-4DX	1
減圧濃縮装置一式	BUCHI　V-850 他	2
顕微鏡デジタルカメラ撮影装置	ニコン　DS-L3	1
超高速遠心機	久保田製作所　6000	1
卓上遠心機	トミー精工　LC-230	1
冷却遠心器	日立　CF16RN	1
定温乾燥機	アドバンティック　DRG-400AA	2
電子天秤	ザルトリウス　SECURA A224-1S	1
超純水製造装置	ミリポア　Milli-Q Direct8	1
純水製造装置	ピュアライトPR−0015α−X01	1
ELISA システム	Dynax Technologies　DS2	1
次世代シーケンサー	Oxford Nanopore Technologies　MinION Mk1C	1
自動核酸抽出装置	QIAcube Connect System	1

（2）学会、研修会及び会議等

衛生検査における知識・技術推進のため、全国の地方衛生研究所で構成されている地方衛生研究所全国協議会に参加し、各分野の研究会にて情報収集及び提供を行った。
また、その他各種学会等にも参加した。

	名称	開催日	開催場所
1	地方衛生研究所全国協議会　臨時総会	6/3	Web 開催
2	地方衛生研究所全国協議会　衛生微生物技術協議会	6/30-7/1	Web 開催
3	地域保健総合推進事業　第1回関東甲信静ブロック会議	8/26	Web 開催
4	日本防菌防黴学会第49回年次大会	9/26-9/27	東京都
5	地方衛生研究所全国協議会　関東甲信静支部ウイルス研究部会	9/29-9/30	神奈川県
6	第43回日本食品微生物学会学術総会	9/29-9/30	東京都
7	新興再興感染症技術研修	10/3-10/7	東京都
8	地方衛生研究所全国協議会総会	10/6	Web 開催
9	地域保健総合推進事業　地域レファレンスセンター連絡会議	10/20	Web 開催
10	地域保健総合推進事業　全国疫学情報ネットワーク構築会議	10/27, 10/31	Web 開催
11	第59回全国衛生化学技術協議会年会	10/31-11/1	神奈川県
12	地方衛生研究所全国協議会　近畿支部　自然毒部会	11/4	Web 開催
13	地域保健総合推進事業　関東甲信静ブロック地域専門家会議	11/8	Web 開催
14	第118回食品衛生学会　学術講演会	11/10-11/11	長崎県
15	アニサキスを中心とした寄生虫性食中毒に関する技術講習会	11/17	Web 開催
16	食の安全と微生物検査	11/24	Web 開催
17	日本農薬学会　第45回農薬残留分析研究会	11/24-11/25	香川県
18	地域保健総合推進事業　第２回関東甲信静ブロック会議	12/23	Web 開催
19	衛生理化学分野研修会	2/2	Web 開催
20	第34回日本臨床微生物学会総会･学術集会	2/3-2/5	神奈川県
21	地方衛生研究所全国協議会　関東甲信静支部　細菌研究部会	2/9-2/10	神奈川県
22	地方衛生研究所全国協議会　関東甲信静支部　理化学研究部会	2/15	Web 開催
23	希少感染症診断技術研修会	2/15-2/16	Web 開催
24	全国地方衛生研究所所長会議	2/17	Web 開催
25	地域保健総合推進事業発表会	3/6, 3/7	東京都

令和５年度版　事　業　概　要

発　行　　越谷市保健所

〒343-0023
埼玉県越谷市東越谷十丁目３１番地

電　話　　（０４８）９７３－７５３０（直通）
ＦＡＸ　　（０４８）９７３－７５３４